

新監査公表第 1 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項及び第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 26 日

新潟市監査委員	貝 瀬	壽 夫
同	伊 藤	秀 夫
同	渡 辺	有 子
同	加 藤	大 弥

平成 29 年度 財政援助団体等監査

監査結果の報告

平成 30 年 3 月

目次

1	監査の種類	1
2	監査の目的	1
3	監査の対象	1
	(1) 対象団体及び所管部局	1
	(2) 監査の対象事務	1
	ア 補助金	1
	イ 指定管理施設	2
4	監査の実施期間	2
5	監査の着眼点	2
	(1) 財政援助団体監査	2
	(2) 指定管理者監査	2
	(3) その他	3
6	監査の方法	3
7	新潟市社会福祉協議会の概要	4
	(1) 新潟市社会福祉協議会について	4
	ア 名称, 所在地	4
	イ 沿革	4
	(2) 実施事業について	4
	ア 社会福祉法における社会福祉協議会の位置づけ	4
	イ 基本理念及び基本目標	5
	ウ 事業一覧	6
	エ 平成 28 年度の主な実施事業	8
	(3) 組織と職員体制について	12
	ア 組織の状況	12
	イ 役員・職員の状況	14
	(4) 市との関係について	15
	ア 補助金・指定管理・委託事業一覧	15
	イ 市の財政支出の状況	16
8	監査の結果	17
	(1) 経営の状況等	17
	ア 平成 28 年度決算の状況	17
	イ 経理の状況	36
	(2) 補助金の状況	38
	ア 新潟市社会福祉協議会運営費補助金	38

イ	敬老祝会助成事業	4 2
ウ	地域交流活動助成金	4 3
エ	配食サービス運営事業補助金	4 5
オ	日常生活自立支援事業	4 7
カ	法人後見事業補助金	4 9
キ	子育てワンストップ事業費補助金	5 0
ク	新潟市地域活動支援センター事業補助金	5 2
(3)	指定管理の状況	5 6
ア	新潟市総合福祉会館	5 6
イ	新潟市障がい者デイサポートセンター	5 8
ウ	新潟市ひまわりクラブ	5 9
エ	新潟市老人デイサービスセンター	6 5
9	まとめ	7 3
(1)	市社協の経営状況や課題についての理解促進に向けた働きかけ	7 3
(2)	各事業に係るコスト意識の向上と市社協事業全体の最適化	7 4
(3)	市社協が持続的な経営をしていくために	7 5

(注)

- 1 文中の金額は、原則として億円、万円単位で表示し、単位未満は切り捨てた。
- 2 表の数値は原則として、単位未満は四捨五入しており、比率(%)については、小数点以下第2位以下を四捨五入している。そのため、総数とその内訳の合計が一致しない場合がある。

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項及び第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の目的

新潟市社会福祉協議会は、地域福祉の中心的な推進主体であるとともに、福祉行政の代替・補完的な機能を持っていることから、新潟市（以下「市」という。）では、それらの事業や運営に係る費用に対して補助を行っているほか、数多くの福祉事業について委託や公の施設の管理運営を指定管理者として委任している状況である。

少子高齢化が急激に進む中、複雑多様化した生活・福祉課題が年々増加しており、今後も社会福祉協議会の果たす役割はますます重要になっていくと考えられる。

このため、新潟市社会福祉協議会を対象に、様々な福祉課題への対応や安定的な経営の確保に向けた取り組み状況を確認するとともに、補助金や公の施設の管理に係る出納その他の会計処理や事務の執行の適正性を検証するため、行政監査的視点も取り入れながら、次の点に着眼し、財政援助団体等監査を実施するものである。

3 監査の対象

（１）対象団体及び所管部局

対象団体 社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）

所管部局 市社協に対する補助制度及び同協議会が管理する公の施設に係る所管課

（２）監査の対象事務

ア 補助金

平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までに執行された以下の補助金に係る出納及びその他の事務

名称	市所管課
新潟市社会福祉協議会運営費補助金	福祉部福祉総務課
日常生活自立支援事業補助金	福祉部福祉総務課
地域交流活動助成金	福祉部福祉総務課 (平成 29 年度から福祉部地域包括ケア推進課)
法人後見事業補助金	福祉部福祉総務課
敬老祝金助成事業	福祉部高齢者支援課
配食サービス運営事業費補助金	福祉部地域包括ケア推進課
子育てワンストップサービス事業費補助金	福祉部こども未来課 (平成 29 年度からこども未来部こども政策課)
新潟市地域活動支援センター事業補助金	福祉部障がい福祉課

イ 指定管理施設

市社協が指定管理者に指定されている市の公の施設のうち、以下の施設の平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの指定管理に係る出納及びその他の事務

施設名	市所管課
新潟市総合福祉会館	福祉部福祉総務課
新潟市障がい者デイサポートセンター	福祉部障がい福祉課
新潟市ひまわりクラブ（73 クラブ 109 施設）	福祉部こども未来課 （平成 29 年度からこども未来部こども政策課）
新潟市老人デイサービスセンター（9 施設）	福祉部高齢者支援課・各区役所健康福祉課

※新潟市ひまわりクラブの施設数は平成 28 年 5 月 1 日現在

4 監査の実施期間

平成 29 年 6 月 23 日から平成 30 年 3 月 26 日まで

5 監査の着眼点

（１）財政援助団体監査

＜市社協＞

- ・ 目的に沿って補助事業が行われ、補助金の執行がなされているか。また十分効果が挙げられているか。
- ・ 人件費部分に対する補助については、適切な部分に充てられているか。他の費用に充てられていないか。補助事業に対する人員配置等は適切か。
- ・ 補助金の交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適正に行われているか。
- ・ 会計基準等が備わり、補助金に関する会計処理は適切に行われているか。

＜市所管課＞

- ・ 補助金の交付目的、補助事業内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ・ 市社協への指導等は適切に行われているか。

（２）指定管理者監査

- ・ 法律や条例等に基づき、適正な運営がなされているか。
- ・ 予算の収入、支出、契約等の財務管理が適切に行われているか。また、他の事業会計と明確に区分されているか。
- ・ 運営施設の維持管理は適切に行われているか。

(3) その他

財政援助団体監査，指定管理者監査を実施するにあたり，市が市社協に対して多額の補助金や委託料を支出していることから，市社協の経営の状況等についても併せて確認した。

6 監査の方法

監査にあたっては，市社協，市社協に対する補助制度及び市社協が管理する公の施設に係る所管課に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうかについて，書面審査，現地確認及び関係者からの説明聴取により実施した。

7 新潟市社会福祉協議会の概要

(1) 新潟市社会福祉協議会について

ア 名称, 所在地

名称 : 社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会

所在地 : 新潟市中央区八千代 1 丁目 3 番 1 号 新潟市総合福祉会館内

イ 沿革

昭和 31 年 3 月 29 日 新潟市社会福祉協議会設立

昭和 40 年 11 月 5 日 財団法人社会福祉協議会に改組

昭和 44 年 3 月 18 日 社会福祉法人新潟市社会福祉協議会に改組

平成 11 年 3 月 9 日 新潟市社会福祉センターから新潟市総合福祉会館に事務所を移転

平成 13 年 1 月 1 日 黒埼町社会福祉協議会を編入

平成 17 年 4 月 1 日 財団法人新潟市福祉公社を統合

12 市町村社会福祉協議会を編入（巻町を除く）

平成 17 年 11 月 1 日 巻地区社会福祉協議会を編入

平成 19 年 4 月 1 日 政令指定都市移行に伴い、行政区ごとに区社会福祉協議会設置

(2) 実施事業について

ア 社会福祉法における社会福祉協議会の位置づけ

社会福祉法第 4 条において、「地域住民や福祉関係者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努める」こととされている。

この中で、市町村社会福祉協議会は、同法第 109 条において、その区域内の福祉事業者・経営者、福祉活動を行う者の過半数が参加し、次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とした非営利の民間の団体として位置づけられている。

①社会福祉事業の企画・実施

②社会福祉活動への住民参加の援助

③社会福祉事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

④その他社会福祉事業の健全な発達を図るために必要な事業

イ 基本理念及び基本目標

市社協は、法で定められた使命を果たすために、平成 27 年 3 月に策定した「新潟市社会福祉協議会総合計画」において、以下の基本理念を掲げるとともに、基本目標及び方針を定め、各種事業に取り組むこととしている。

【基本理念】

見逃さず受け止め、つなぎ、共に創る社協

【基本目標及び方針】

①支えあい、助け合い、育ちあう住民主体の地域づくり

方針 1 誰もが自分らしく暮らし、支えあえる社会の実現

方針 2 出会い・学び・協働を生み出す場づくり

方針 3 災害に強いまちづくりと被災地への救援・生活再建支援の体制構築・整備

方針 4 子どもの健やかな育ちと安心して育てるための支援の充実

②地域のあらゆる生活課題の解決に向けた新たな社会資源の創造と支援システムの構築・実現

方針 5 社会的援護が必要な人を支える仕組みづくり

方針 6 地域における権利擁護の推進

方針 7 総合相談機能の充実

方針 8 地域福祉部門と在宅福祉サービス部門等との連携強化

③住み慣れた地域での暮らしを支える在宅サービスの推進

方針 9 地域包括ケアシステム推進のための生活支援サービスの充実と地域支援

方針 10 障がい福祉サービスの充実による総合的な支援の展開

方針 11 介護事業の継続

④地域住民に信頼され、安定した法人運営

方針 12 透明性を確保した法人機能の強化

方針 13 安定した法人運営に向けた経営基盤の強化

方針 14 確保・定着・育成を核とした人事管理の強化

ウ 事業一覧

市社協では、上記の基本目標及び方針を実現するため、以下の事業を実施している。

事業区分	拠点区分	サービス区分	右記以外の事業	市補助事業	市指定管理事業	市委託事業
社会福祉事業	法人本部拠点	法人運営	寄付金、会員会費、基金	新潟市補助金事業、総務・経営係経費、退職積立		
		地域福祉推進活動事業	コミュニティソーシャルワーク強化支援事業、団体助成	敬老祝金助成事業(本部)		地域福祉コーディネーター育成事業、地域包括ケア推進事業(本部)、老人福祉センター(会館)、障がい者福祉センター
		見守り・生活支援事業	子ども学習支援事業(本部)	夕食宅配サービス(本部)、ボランティアランチサービス		
		ボランティア・市民活動事業	ボランティア・市民活動支援センター	福祉教育推進、ボランティアコーディネーター研修、ボランティア情報発信、ネットワーク事業、災害ボランティアセンター運営		元気力アップサポーター制度管理業務
		広報・啓発活動事業	新潟市民健康福祉まつり、社会福祉功労者表彰、福祉・介護・健康フェア、広報事業(本部)			
		こども・子育て支援事業	こども・子育てネットワーク事業、放課後児童クラブネットワーク研修事業		母子生活支援施設ふじみ苑・さつき荘、放課後児童健全育成事業(ひまわりクラブ運営)	ファミリーサポート事業
		福祉相談事業	心配ごと相談所、障がい者等相談支援事業	子育てワンストップサービス事業、日常生活自立支援事業		高齢者あんしん相談センター(本部・西区)、こころといのちのホットライン事業
		共同募金配分金事業	共同募金配分金事業			
		福祉資金貸付事業	施設整備資金貸付事業、低所得者小口資金貸付事業、生活福祉資金貸付事業			

介護事業拠点	居宅介護等事業	訪問介護			
	障がい者総合支援事業	指定特定相談支援事業, 訪問介護	障がい者デイサポートセンター明日葉	障がい者デイサポートセンター明日葉	
	通所介護事業	デイサービスセンター(デイさわやか)		デイサービスセンター(デイ藤見, デイ本町, デイ小須戸, デイ皐月園, デイ味方, デイ月潟, デイ黒埼荘, デイ潟東, デイ巻)	
	在宅サービス本部経費	在宅サービス本部経費			
区社協拠点	区社協地域福祉推進活動事業	地区社協活動交付金事業, 地域ふれあい助成事業, 地域福祉活動計画推進事業, 地域福祉リーダー研修	敬老祝会事業		地域包括ケア推進事業
	区社協見守り・生活支援事業	友愛訪問事業, おせち料理宅配事業, 子育て支援事業, 緊急情報セット配布事業, コミュニティソーシャルワーク推進事業, なじらネットワーク事業, 生活福祉資金貸付事業, 行旅人旅費貸付事業, 高齢者等安心見守り事業, モデル地区指定事業, 区民向け公開講座	サロン支援・助成事業, 夕食宅配サービス事業		配食サービス事業, 高齢者等相談事業, 学習支援プログラム
	区社協ボランティア・市民活動事業	ボランティア・市民活動支援センター運営, 福祉教育推進事業	災害ボランティアセンター運営事業, ボランティア市民活動育成事業		
	区社協広報・啓発事業	広報事業			
	区社協施設管理運営事業			豊栄さわやか老人福祉センター, 小須戸老人福祉センター, 老人福祉センター白寿荘, 老人福祉センター黒埼荘	
	区社協運営費		区社協運営事業		
公益事業	法人本部拠	社会福祉研修センター, 移動支援従事者養成研修, 介護職員初任者研修, 障がい者居宅			地域包括支援センター職員研修, 高齢者虐待防止担当職員研修

	点		介護従事者養成			
		権利擁護事業		法人後見事業		成年後見支援センター事業
		住民参加型有償福祉サービス事業	まごころヘルプ事業			
		総合福祉会館管理運営事業			新潟市総合福祉会館管理運営事業	
	介護事業拠点	居宅介護支援事業	ケアマネ			
		地域包括支援センター管理運営事業				地域包括支援センター管理運営事業
		市町村事務受託法人事業				要介護認定調査
		月潟健康センター			月潟健康センター	
		味方健康センター			味方健康センター	
	区社協拠点	地域福祉推進活動事業				生きがい通所
		住民参加型有償福祉サービス事業	住民参加型福祉サービス事業			
		施設管理運営事業			豊栄健康センター、西川社会福祉センター、巻ふれあい福祉センター	

※平成 28 年度事業活動内訳表に基づき作成

エ 平成 28 年度の主な実施事業

市社協は、平成 28 年度事業報告書によると、主な事業として、以下のとおり実施している。

(ア) 支えあい、助け合い、育ちあう住民主体の地域づくり

①ふれあいサロン、地域の茶の間の設置・運営支援

地域の様々な人たちの孤立防止、地域の助け合いの意識醸成を目的に、住民が主体となった仲間づくりや多世代交流事業を実施する「ふれあいいきいきサロン」「地域の茶の間」の立ち上げ支援や運営支援を行った。

②地域包括ケア推進

住民主体の地域の支えあいのしくみづくりを推進するため、第 1 層（区圏域）の支えあいのしくみづくり会議の事務局を担い、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コー

ディネーター（支えあいのしくみづくり推進員）」を配置した。また、第２層（日常生活圏域）の協議体の立ち上げ支援と市が各区に設置するモデルハウスの立ち上げに取り組んだ。

③ボランティア・市民活動の育成支援

あらゆる世帯のボランティア・市民活動に対する意識啓発及び活動支援の取組を推進した。災害発生時のボランティアセンター運営に備え、設置訓練や研修を実施した。

④福祉教育の推進

学校や地域、企業に対して、障がいの理解や、認知症サポーター養成講座などの福祉教育を行った。

⑤放課後児童健全育成

就労等により昼間保護者のいない家庭の小学校に就学している児童の健全育成を図るため、市内 73 か所のひまわりクラブの管理運営を行い、利用者の満足度向上を図るための保護者アンケートを実施したほか、支援員の資質向上を図るための研修の受講など、安心・安全な管理運営に取り組んだ。

⑥地域における子育て支援

地域の中で子育てを支えあう会員組織「新潟市ファミリーサポートセンター」を運営し、制度の理解と普及を図った。また、市内の子育て支援団体間のネットワークづくりを目的として情報交換会を開催した。

（イ）地域のあらゆる生活課題の解決に向けた新たな社会資源の創造と支援システムの構築・実現

①コミュニティソーシャルワーク活動の推進

多様な生活課題や地域課題の解決に向け、各区社協のコミュニティソーシャルワーカーが、地域とのつながり再構築や就労困難者への支援といった個別支援を行った。

②生活困窮者の自立支援

生活困窮者自立支援法のもと、世帯の状況に応じて、総合支援資金・福祉資金・教育支援資金の貸付や、相談支援を行い、生活の立て直しを支援した。

③地域における権利擁護

認知症高齢者，知的障がい者，精神障がい者など判断能力が不十分な人の権利を擁護し，自立した地域生活を送ることができるよう，福祉サービスの利用援助と日常的な金銭管理サービスを実施した。

④成年後見制度の利用推進

成年後見制度に関する総合的な相談と制度普及窓口として，「新潟市成年後見支援センター」の運営を行った。

⑤総合相談機能の充実

高齢者，障がい者，子育てに関する相談まで，あらゆる福祉課題の相談にワンフロア・ワンストップで対応する福祉総合相談センターの運営を行った。

(ウ) 住み慣れた地域での暮らしを支える在宅サービスの推進

①公的制度外サービス（自主事業）の充実

介護保険法，障害者総合支援制度では対応できない生活支援ニーズに対応するため，サービスを必要とする人に対して柔軟にサービスが対応できるよう自主サービス事業を行った。

②認知症サポーター養成

「認知症」の正しい理解を促進するため，「認知症サポーター養成講座」を実施した。

③障がい福祉サービス

障がい者総合支援法に基づき，身体・知的・精神障がい者の居宅介護，重度訪問介護，同行援護サービスを実施するとともに，屋外での移動が困難な人に，地域における自立生活及び社会参加を働きかけることを目的とする移動支援サービスを実施した。

④介護事業

介護サービスを利用する人が可能な限り住み慣れた地域において安心して，日常生活を送れるよう，居宅介護支援事業を行った。また，利用者が居宅において自立した生活を営むことができるよう，身体介護や生活援助等の訪問介護事業を行った。さらに，市内 10 か所のデイサービスセンターで通所介護事業を実施した。

(エ) 地域住民に信頼され，安定した法人経営

社会福祉法等の一部を改正する法律が公布され，社会福祉法人制度について，経営組

織のガバナンスの強化，事業運営の透明性の向上等の改革が進められることとなったため，これらに対応するため，定款の変更をはじめとした諸規程の改正・整備を実施するとともに，会計監査人の設置義務化に伴い，候補者による予備調査を実施した。

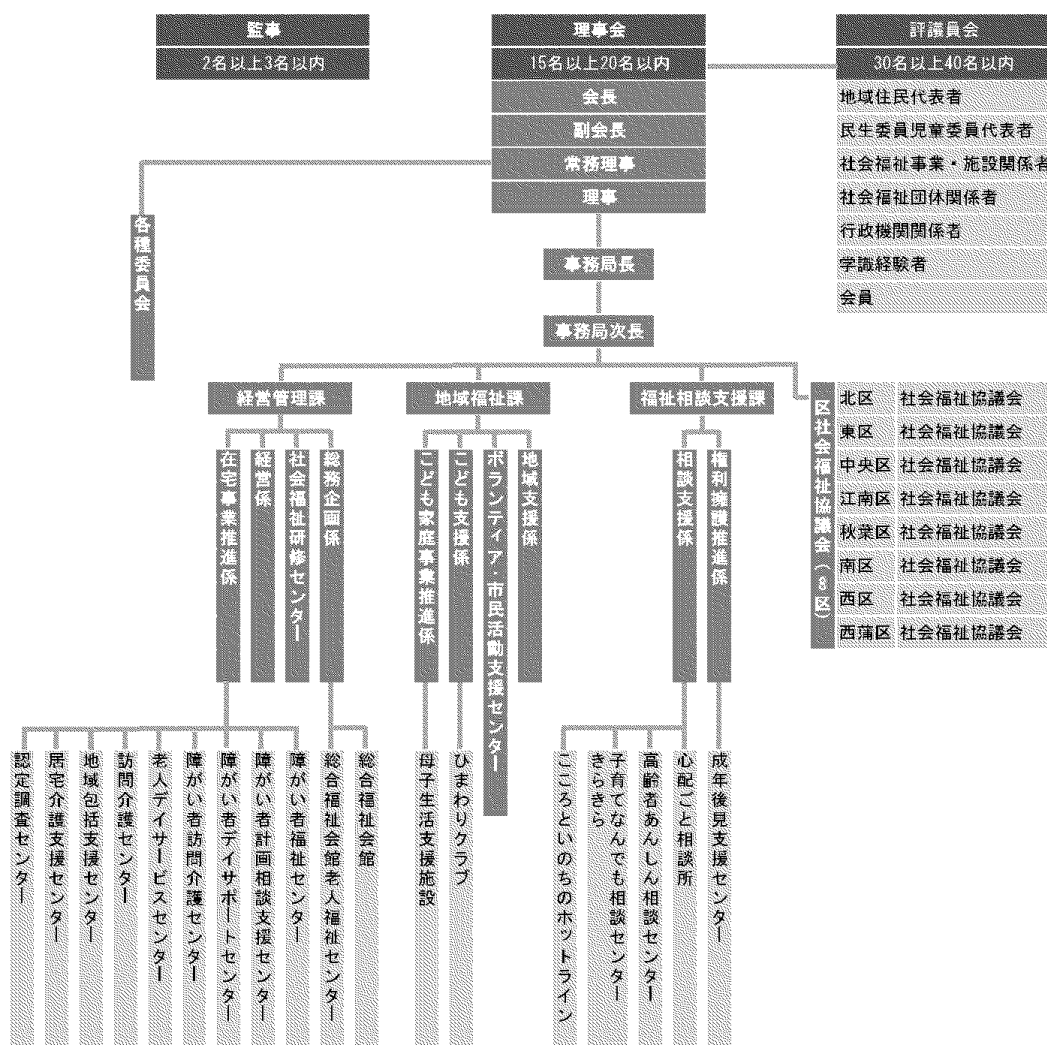
(3) 組織と職員体制について

ア 組織の状況

市社協の組織は、議決・審議機関としての評議員会、執行機関としての理事会及び事務局等により構成されており、市の8行政区に合わせ、各区に区社会福祉協議会が設置されている。

市社協の組織及び事務局の事務分掌については、以下のとおりである。

社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会 組織図（平成 29 年 4 月 1 日現在）



※新潟市社会福祉協議会ホームページより転載

社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会 事務局組織及び事務分掌（平成29年4月1日現在）

組織名		事務分掌
経営管理課		
	総務企画係	理事会・評議会、人事労務、研修、文書、補助金、苦情処理、IT管理、総合福祉会館、老人福祉センター（総合福祉会館）、事業計画、会員、共同募金、広報・啓発
	社会福祉センター	社会福祉従事職員研修
	経営係	予算・決算、財産管理、経理・会計、契約、寄付金
	在宅事業推進係	介護保険事業、障がい者自立支援事業の実施・運営支援、市町村事務受託法人事業、まごころヘルプ、介護職員研修、障がい者福祉センター
	市町村受託法人事業所（認定調査センター）（5）	市町村事務受託法人事業に関する事項
	居宅介護支援事業所（介護支援センター）（8）	介護保険法に基づく訪問調査
	地域包括支援センター（4）	地域包括支援センター
	訪問介護事業所（訪問介護センター）（8）	訪問介護事業所
	通所介護事業所（老人デイサービスセンター）（10※） ※直営（1）、指定管理（9）	通所介護事業
	障がい福祉サービス・障がい者地域生活支援事業所（訪問介護センター）（9）	障がい福祉サービス・障がい者地域生活支援事業所
	地域活動支援センター（障がい者デイサポートセンター明日葉）	地域活動支援センター
	指定特定相談支援事業所（新潟市障がい者計画相談支援センター）	指定特定相談支援事業所
地域福祉課		
	地域支援係	区社協支援、地域福祉事業、社会福祉施設・団体等の連絡調整・指導育成、社会福祉資金、民生委員・児童委員、CSW、地域包括ケア推進
	ボランティア・市民活動支援センター	センターの運営、ボランティア・市民活動団体等のコーディネート、ボランティア・市民活動の調査・研究・広報・助成、災害ボランティアセンター、福祉教育
	こども支援係	ひまわりクラブの管理・運営、支援員
	ひまわりクラブ（73）	ひまわりクラブ
	こども家庭事業推進係	ファミリーサポート、子育て支援ネットワーク、母子生活支援施設
	母子生活支援施設（ふじみ苑、さつき荘）	ふじみ苑・さつき荘の管理・運営
福祉相談支援課		
	権利擁護係	日常生活自立支援事業、成年後見支援センター、法人後見
	新潟市成年後見支援センター	新潟市成年後見支援センター
	相談支援係	心配ごと相談所、高齢者あんしん相談センター、子育てなんでも相談センター、こころといのちのホットライン
	心配ごと相談所	心配ごと相談所
	高齢者あんしん相談センター（中央・西）	高齢者あんしん相談センター・センター西
	子育てなんでも相談センターきらきら	子育てなんでも相談センターきらきら
	こころといのちのホットライン	こころといのちのホットライン

区社協(8)		
	事務局	区社協事業、予算・決算、社旗福祉資金の貸付、福祉用品の貸し出し、会員募集、地区社協の育成、住民参加型在宅福祉サービスの実施、委託事業・補助事業の実施、共同募金・災害援護等の募金
	ボランティア・市民活動センター(9)	ボランティア・市民活動の推進、区災害ボランティアセンター

イ 役員・職員の状況

役員については、平成 28 年 7 月 1 日現在で、理事が 20 名（会長 1 名、副会長 3 名、理事 16 名）で、このうち常勤の常務理事が 1 名（市職員 OB）となっている。また監事は 2 名となっている。

職員については、平成 28 年 4 月 1 日現在、2,027 名で、このうち正職員が 202 名、非常勤（嘱託、臨時職員）が 1,825 名となっており、職員における非常勤の割合が 90.0%と高い。

過去 3 年間で見ると、平成 28 年度は、平成 26 年度に比べて、正職員及び臨時職員数が減少するとともに、全体でもその数は減少傾向にある。

職員数の推移

（単位：人）

	26 年度	27 年度	28 年度
正職員 (1)	220	208	202
嘱託職員 (2)	555	602	589
臨時職員 (3)	1,301	1,275	1,236
嘱託職員＋臨時職員 (4) = (2) + (3)	1,856	1,877	1,825
合計 (5) = (1) + (2) + (3)	2,076	2,085	2,027
正職員比率 (1) / (5)	10.6%	10.0%	10.0%
嘱託・臨時職員比率 (4) / (5)	89.4%	90.0%	90.0%

※各年度 4 月 1 日現在（ただし、27 年度のみ 5 月 1 日現在）

※役員を除く

(4) 市との関係について

ア 補助金・指定管理・委託事業一覧

市社協は、地域福祉のさらなる推進に向け、多様な生活課題や地域課題への対応が求められていることや、市の福祉行政を担う団体としての位置づけがあることから、市が市社協に対し事業費及び運営費の補助を行っているほか、各種社会福祉事業の実施を委託している。

また、ひまわりクラブや老人福祉センター等の公の施設について、指定管理者として管理運営を行っている状況である。

主な補助金、指定管理施設、委託事業は次のとおりである。

補助金（平成 28 年度）

（単位：千円）

名称	28 年度 補助額	目的	補助対象経費	補助率	市所管課
新潟市社会福祉協議会運営費補助金	504,498	運営費補助	人件費、本部・区社協の運営経費	自主財源を徴しても不足する額	福祉部福祉総務課
日常生活自立支援事業補助金	43,671	事業費補助	人件費、事業費、研修費等	自主財源を徴しても不足する額	福祉部福祉総務課
新潟市地域活動支援センター事業補助金	31,118	事業費補助	事業運営に要する経費	別に定める基準による	福祉部障がい福祉課
地域交流活動助成（平成 29 年度から地域の茶の間助成事業）	17,444	事業費補助	事業に係る経費	別に定める基準による	福祉部福祉総務課（平成 29 年度から地域包括ケア推進課）
敬老祝会助成事業	9,770	事業費補助	敬老祝金に係る経費	別に定める基準による	福祉部高齢者支援課
法人後見事業補助金	9,461	事業費補助	人件費、事業費、研修費等	自主財源を徴しても不足する額	福祉部福祉総務課
子育てワンストップサービス事業費補助金	8,150	運営費補助	人件費、システム管理費、消耗品等	事業の実施に係る経費	福祉部こども未来課（平成 29 年度からこども未来部こども政策課）
配食サービス運営事業費補助金	422	運営費補助	消耗品、通信費、研修会講師謝礼	補助対象経費の 2/3	福祉部地域包括ケア推進課

指定管理施設（平成 28 年度）

（単位：千円）

施設名	28 年度 指定管理料	市所管課
新潟市ひまわりクラブ（73 クラブ 109 施設）（注 1）	1,199,847	福祉部こども未来課（平成 29 年度からこども未来部こども政策課）
新潟市総合福祉会館	115,469	福祉部福祉総務課
新潟市老人福祉センター（3 施設）、健康センター（3 施設）、高齢者支援センター（1 施設）、福祉センター（1 施設）、社会福祉センター（1 施設）	101,788	各区役所健康福祉課
新潟市母子生活支援施設さつき荘	47,707	福祉部こども未来課（平成 29 年度からこども未来部こども家庭課）
新潟市母子生活支援施設ふじみ苑		
新潟市障がい者デイサポートセンター	0（注 2）	福祉部障がい福祉課
新潟市老人デイサービスセンター（9 施設）	0（注 3）	各区役所健康福祉課

※平成 28 年度新潟市決算より作成

（注 1）新潟市ひまわりクラブの施設数は平成 28 年 5 月 1 日現在

（注 2）利用者負担金及び地域活動支援センター事業補助金により運営

（注 3）利用者負担金及び介護報酬により運営

主な委託事業（平成 28 年度）

（単位：千円）

事業名	28 年度 委託料	市所管課
地域福祉コーディネーター育成事業	654	福祉部福祉総務課
こころといのちのホットライン	16,554	保健衛生部こころの健康センター
高齢者あんしん相談センター	8,915	福祉部高齢者支援課
老人福祉センター（総合福祉会館）運営事業	18,650	福祉部高齢者支援課
障がい者福祉センター管理運営	17,894	福祉部障がい福祉課
新潟市成年後見支援センター運営事業	4,395	福祉部福祉総務課
地域包括支援センター運営事業（4 か所）	91,736	各区役所健康福祉課
地域包括支援センター職員研修事業	1,522	福祉部地域包括ケア推進課
元気力アップサポーター制度管理業務	15,589	福祉部地域包括ケア推進課
要介護認定調査業務	147,926	福祉部介護保険課
新潟市ファミリー・サポート・センター事業	12,956	福祉部こども未来課（平成 29 年度 からこども未来部こども政策課）
生きがい対応型通所事業	24,518	各区役所健康福祉課

※ 平成 28 年度新潟市決算より作成

イ 市の財政支出の状況

市の財政支出の状況については、平成 28 年度は、補助金が 5 億 9,341 万円、委託料が 19 億 2,088 万円（うち指定管理料 14 億 6,516 万円）、合計で 25 億 1,429 万円となっており、サービス活動収益 48 億 7,909 万円の 51.53%を占めている状況である。

平成 26 年度以降、補助金の額及び委託料（指定管理料を含む）の額は年々増加している状況であり、市への財政依存度が高まってきている。

市の財政支出等の状況（決算）

（単位：千円）

	26 年度	27 年度	28 年度
補助金	580,790	589,905	593,414
うち事業費補助	131,853	86,557	88,917
うち運営費補助	448,937	503,348	504,497
委託料	1,814,527	1,901,299	1,920,882
うち指定管理料	1,418,240	1,481,755	1,465,164
うち業務委託料	396,287	419,544	455,718
合計 ①	2,395,317	2,491,204	2,514,296
サービス活動収益（全体）②	5,020,908	4,749,211	4,879,096
サービス活動収益に占める補助金・委託料の割合 ①／②	47.7%	52.45%	51.53%

※外郭団体評価調書より一部転載。

※地域活動支援センター運営費補助金については、市社協が、その他事業収益として計上しているため、上記の補助金の額には含んでいない。なお、同補助金の過去 3 年間の補助額は、平成 26 年度 27,770 千円、平成 27 年度 32,075 千円、平成 28 年度 31,118 千円となっている。

8 監査の結果

(1) 経営の状況等

ア 平成 28 年度決算の状況

(7) 経営成績（事業活動計算書）

①法人全体

平成 28 年度の事業活動計算書（民間企業の損益計算書に相当）によると、サービス活動収益は 48 億 7,909 万円、サービス活動費用は 49 億 1,651 万円、サービス活動増減差額（民間企業の営業損益に相当）は、3,742 万円の赤字となっている。

また、サービス活動外増減差額（営業外損益に相当）を反映した経常増減差額（経常損益に相当）は 2,255 万円の赤字となっており、特別増減差額（特別損益に相当）を反映した当期活動増減差額（当期純損益に相当）は、6,047 万円の赤字となっている。

これは、主に介護事業について、訪問介護利用者数の減少などによる収入の減もあり、まごころヘルプ事業と合わせ、サービス活動増減差額が 5,691 万円の赤字となったためである。

過去 5 年間の市社協の当期活動増減差額の推移を見ると、平成 25 年度は 3,675 万円の黒字であったが、平成 26 年度は 8,970 万円、平成 27 年度は 9,204 万円、平成 28 年度は 6,047 万円と 3 期連続で赤字決算となっている。平成 28 年度は、平成 27 年度に比べて赤字額が 3,157 万円減少しているが、これは、収支状況が改善したものではなく、平成 27 年度に、デイサービスセンター味方の改修工事費として 7,583 万円が計上され、赤字額が一時的に大きくなったことによるものである。

なお、社会福祉法人の会計基準が改正され、市社協では、平成 27 年度以降、新基準に基づいた財務諸表の作成を行っているが、平成 27 年度及び平成 28 年度の市社協の決算書を確認したところ、賞与引当金戻入額及び退職給付引当金戻入額が特別増減の部の収益に計上されていた。

本報告書では、サービス活動による収支状況を的確に把握するため、それぞれの額を、サービス活動増減の部の費用につけかえ、人件費の額から減じる調整を行った。

このため、平成 27 年度及び平成 28 年度については、本報告書におけるサービス活動増減差額、経常増減差額及び特別増減差額の数値と、実際の決算書上の数値が異なる形となっているが、当期活動増減差額の数値には影響がないものである。

また、平成 26 年度以前については、旧会計基準に基づいた財務諸表の作成を行っているが、平成 27 年度以降の数値と比較できるようサービス活動収益に計

上されていた国庫補助金等特別積立金取崩額を、サービス活動費用につけかえ、その額を減額する調整を行った。これについても、サービス活動増減差額の額には影響がないものである。

事業活動計算書(法人全体)

(単位:千円)

勘 定 科 目			24年度	25年度	26年度	27年度 (B)	28年度 (A)	差引 (A)−(B)	
サー ビス 活動 増 減	収益	会費収益	86,262	85,597	84,363	83,713	82,389	△1,325	
		寄附金収益	13,340	76,596	17,553	22,343	59,646	37,303	
		経常経費補助金収益	685,851	657,883	664,729	668,059	668,702	642	
		助成金収益	1,650	400	750				
		受託金収益	1,635,592	1,716,112	1,817,294	1,661,529	1,674,972	13,444	
		貸付事業収益				624	398	△225	
		事業収益	41,348	33,599	32,875	39,264	194,986	155,722	
		負担金収益	3,171	5,799	5,633	7,552	5,910	△1,642	
		介護保険事業収益	1,642,931	1,648,848	1,617,176	1,715,557	1,651,807	△63,751	
		障がい福祉サービス等事業収益	408,183	440,608	436,741	550,570	538,722	△11,847	
		その他の収益	285,816	323,543	340,729		1,563	1,563	
		サービス活動収益計(1)	4,804,144	4,988,985	5,017,844	4,749,212	4,879,096	129,885	
	費用	人件費	3,483,530	3,548,421	3,702,090	3,625,122	3,622,183	△2,939	
		事業費	863,474	891,228	922,613	953,355	1,085,536	132,181	
		事務費	101,016	97,809	84,152	172,109	98,889	△73,220	
		助成金費用	208,877	207,365	194,229	83,094	81,213	△1,881	
		負担金費用	5,303	4,500	4,917	4,876	3,966	△910	
		減価償却費	38,015	33,306	31,138	33,649	29,566	△4,083	
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△4,385	△4,107	△3,064	△2,917	△6,070	△3,153	
		徴収不能額	800	1,062	861	390	443	53	
		徴収不能引当金繰入				816	565	△251	
		その他の費用	159,909	176,931	172,355	1,240	227	△1,013	
		サービス活動費用計(2)	4,856,539	4,956,516	5,109,291	4,871,733	4,916,517	44,784	
		サービス活動増減差額(3)=(1)−(2)		△52,395	32,470	△91,448	△122,521	△37,421	85,100
サー ビス 活動 外 増 減	収益	サービス活動外収益計(4)		24,607	50,016	40,826	14,265	14,868	603
	費用	サービス活動外費用計(5)		17,009	45,782	37,988			
	サービス活動外増減差額(6)=(4)−(5)		7,598	4,234	2,837	14,265	14,868	603	
経常増減差額(7)=(3)+(6)			△44,797	36,703	△88,610	△108,256	△22,553	85,703	
特別 増 減	収益	特別収益計(8)		29	131	3,002	16,743	1,907	△14,836
	費用	特別費用計(9)		0	75	4,094	533	39,824	39,291
	特別増減差額(10)=(8)−(9)		29	55	△1,092	16,210	△37,917	△54,127	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			△44,768	36,758	△89,702	△92,046	△60,470	31,576	

②拠点区分別

社会福祉法人の会計基準では、法人全体の会計を「事業区分」「拠点区分」「サービス区分」に区分することになっている。

市社協では、「事業区分」については、会計基準に従い、「社会福祉事業」「公益事業」に区分けし、さらに、「事業区分」を一体的に運営している施設や事業毎に区分したものを「拠点区分」として、「法人本部拠点」「介護拠点」「区社協拠点」の3つに区分けしている。

以下は、「拠点区分」ごとの収支状況を記載したものである。（注：各拠点区分の数値は、「社会福祉事業」と「公益事業」の数値を合計したものである。）

a 法人本部拠点・区社協拠点

法人本部拠点及び区社協拠点は、市社協の本部及び区社協が行う地域福祉の推進や、地域の見守り・生活支援、ボランティア・市民活動、子ども・子育て関係、権利擁護等の事業を会計上の一区分としてまとめたものである。

まず、法人本部拠点の平成28年度決算については、サービス活動増減差額は1億2,704万円の黒字となっており、サービス活動外増減差額と特別増減差額を加えた当期活動増減差額は5,294万円赤字となっている。

また、区社協拠点については、サービス活動増減差額は1億2,318万円の赤字、当期活動増減差額は321万円の赤字となっている。

これらの事業は、会員会費や寄附金、共同募金配分金、新潟市からの補助金及び委託料等を主な財源として行われているものであるが、会員会費や共同募金配分金については、一旦法人本部拠点でサービス活動収益として計上され、特別増減の部分で、その一部が区社協拠点へ繰入されている。

このため、法人本部拠点と区社協拠点を合わせたサービス活動増減差額で見た場合は385万円の黒字となっており、ほぼ収支は均衡している状況である。

b 介護拠点

介護拠点は、訪問介護や通所介護、居宅介護支援事業等の介護事業、障がい福祉サービス事業を一区分としてまとめたものであり、介護報酬や障がい福祉サービス事業収益等を主な財源として事業を実施しているものである。

平成28年度決算では、サービス活動増減差額は4,128万円の赤字、当期活動増減差額は430万円の赤字となっている。これは、前述のとおり、主に介護事業について、訪問介護利用者数の減少などによる収入の減が要因となっている。

なお、赤字額の補てんのため、介護保険事業等基金積立金を取り崩されており、特別増減の部で、法人本部拠点を通して、介護拠点に繰り入れられている。

事業活動計算書(拠点区分別)

(単位:千円)

勘定科目		法人拠点			介護拠点			区社協拠点			合計			法人拠点＋区社協拠点			
		27年度(B)	28年度(A)	差引(A)－(B)	27年度(B)	28年度(A)	差引(A)－(B)	27年度(B)	28年度(A)	差引(A)－(B)	27年度(B)	28年度(A)	差引(A)－(B)	27年度(B)	28年度(A)	差引(A)－(B)	
サービス活動増減	収益	会費	83,620	82,294	△1,326	0	0	0	93	95	2	83,713	82,389	△1,325	83,713	82,389	△1,325
		寄付金	22,343	59,646	37,303	0	0	0	0	0	0	22,343	59,646	37,303	22,343	59,646	37,303
		経常経費補助金	602,253	613,740	11,487	0	0	0	65,806	54,962	△10,844	668,059	668,702	642	668,059	668,702	642
		受託金収益	1,495,797	1,477,037	△18,759	6,818	6,818	0	158,914	191,117	32,203	1,661,529	1,674,972	13,444	1,654,711	1,668,154	13,444
		貸付事業収益	624	398	△225	0	0	0	0	0	0	624	398	△225	624	398	△225
		事業収益	29,225	186,365	157,141	0	0	0	10,039	8,621	△1,418	39,264	194,986	155,722	39,264	194,986	155,722
		負担金収益	4,927	5,676	749	0	0	0	2,626	235	△2,391	7,552	5,910	△1,642	7,552	5,910	△1,642
		介護保険事業収益	0	0	0	1,715,557	1,651,807	△63,751	0	0	0	1,715,557	1,651,807	△63,751	0	0	0
		障がい福祉サービス等事業収益	0	0	0	550,570	538,722	△11,847	0	0	0	550,570	538,722	△11,847	0	0	0
		その他事業収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他の収益	0	1,563	1,563	0	0	0	0	0	0	0	1,563	1,563	0	1,563	1,563
	サービス活動収益計	2,238,788	2,426,720	187,932	2,272,945	2,197,347	△75,598	237,478	255,029	17,551	4,749,212	4,879,096	129,885	2,476,267	2,681,750	205,483	
	費用	人件費	1,708,799	1,705,600	△3,199	1,849,234	1,820,833	△28,401	67,089	95,749	28,660	3,625,122	3,622,183	△2,939	1,775,888	1,801,350	25,462
		事業費	369,251	530,399	161,149	408,085	401,773	△6,312	176,019	153,364	△22,655	953,355	1,085,536	132,181	545,270	683,763	138,493
		事務費	115,224	43,599	△71,625	4,703	4,810	107	52,181	50,480	△1,702	172,109	98,889	△73,220	167,405	94,079	△73,327
		就労支援事業費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		授産事業費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他の費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		利用者負担軽減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		共同募金配分金事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		分担金費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
助成金費用		6,720	3,520	△3,200	0	0	0	76,374	77,693	1,319	83,094	81,213	△1,881	83,094	81,213	△1,881	
負担金費用	4,876	3,966	△910	0	0	0	0	0	0	4,876	3,966	△910	4,876	3,966	△910		
基金組入額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
減価償却費	21,569	17,257	△4,312	11,521	11,210	△312	559	1,100	541	33,649	29,566	△4,083	22,128	18,356	△3,771		
国庫補助金等特別積立金取崩額	△2,786	△5,895	△3,109	0	0	0	△131	△175	△44	△2,917	△6,070	△3,153	△2,917	△6,070	△3,153		
徴収不能額	390	443	53	0	0	0	0	0	0	390	443	53	390	443	53		
徴収不能引当金繰入	816	565	△251	0	0	0	0	0	0	816	565	△251	816	565	△251		
その他の費用	1,240	227	△1,013	0	0	0	0	0	0	1,240	227	△1,013	1,240	227	△1,013		
サービス活動費用計	2,226,098	2,299,681	73,583	2,273,544	2,238,626	△34,918	372,091	378,210	6,119	4,871,733	4,916,517	44,784	2,598,189	2,677,891	79,702		
	サービス活動増減差額	12,691	127,040	114,349	△599	△41,280	△40,680	△134,613	△123,181	11,432	△122,521	△37,421	85,100	△121,922	3,858	125,781	
サービス活動外増減	収益	8,813	11,476	2,663	3,433	2,244	△1,189	2,019	1,148	△871	14,265	14,868	603	10,833	12,624	1,792	
	費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	サービス活動外増減差額	8,813	11,476	2,663	3,433	2,244	△1,189	2,019	1,148	△871	14,265	14,868	603	10,833	12,624	1,792	
経常増減差額		21,504	138,516	117,012	2,833	△39,036	△41,869	△132,593	△122,033	10,560	△108,256	△22,553	85,703	△111,090	16,483	127,572	
特別増減	収益	60,743	45,543	△15,200	54,831	84,766	29,935	152,316	132,196	△20,120	267,890	262,505	△5,385	213,059	177,739	△35,320	
	費用	172,509	237,004	64,495	62,699	50,038	△12,661	16,472	13,379	△3,093	251,680	300,422	48,741	188,981	250,383	61,402	
	特別増減差額	△111,766	△191,461	△79,695	△7,868	34,727	42,596	135,844	118,817	△17,027	16,210	△37,917	△54,127	24,078	△72,644	△96,722	
当期活動増減差額		△90,262	△52,946	37,317	△5,035	△4,309	726	3,251	△3,216	△6,467	△92,046	△60,470	31,576	△87,012	△56,162	30,850	

③サービス区分別

社会福祉法人の会計基準では、「拠点区分」の中で、社会福祉法人がその事業の内容に応じて設ける区分として、「サービス区分」を設けることになっている。いわゆる事業活動毎の収支状況を示したものである。

a 社会福祉事業・法人本部拠点区分におけるサービス区分

法人運営は、主に市社協の全体の運営を担う法人本部等の人件費・事務費等や寄付金、会員会費等の収入を計上しているサービス区分である。中心となるのが法人本部・区社協職員の人件費であり、その財源として新潟市社会福祉協議会運営費補助金が4億8,380万円投入されている。また、寄付金については、全額社会福祉基金に積み立てるとともに、会員会費については、他の拠点区分等へ繰り出しされている。

地域福祉推進活動事業は、地域福祉コーディネーターの育成や敬老祝金の助成事業等であり、財源は市の委託料及び補助金が中心である。サービス活動増減差額は326万円の赤字となっている。

ボランティア・市民活動事業は、ボランティア・市民活動の育成支援や元気力アップサポーター事業、福祉教育の推進等の事業であり、収益の90%が市の委託料及び補助金である。サービス活動増減差額は173万円の赤字となっている。

こども・子育て支援事業は、主にファミリーサポートセンターやひまわりクラブの運営事業費であり、サービス活動増減差額は1,578万円の黒字となっているが、これは、主に、ひまわりクラブについて、職員欠員等により人件費に残額が発生したためである。

福祉総合相談事業は、高齢者あんしん相談センターの運営や日常生活自立支援事業等であり、収益の97%が補助金及び受託金収入である。

共同募金配分金事業は、赤い羽根共同募金と歳末助け合い募金の県共同募金会からの配分金であり、主に区社協拠点区分の事業費に充当されている。

福祉資金貸付事業は、生活福祉資金貸付事業や低所得者小口貸付事業等であり、収支はほぼ均衡している。

b 社会福祉事業・介護事業拠点区分におけるサービス区分

居宅介護等事業は、訪問介護（ヘルパー）の運営事業であり、サービス活動増減差額は1,523万円の赤字となっている。

また、障がい者総合支援事業は、障がい者に対する居宅介護や訪問介護等各種障がい福祉サービスの提供、移動支援サービスやデイサポートセンターの運営等の地域活動支援事業であり、サービス活動増減差額で1,728万円の

黒字となっている。

通所介護事業は、市内 10 か所にある老人デイサービスセンターの運営事業であり、サービス活動増減差額は、31 万円の黒字となっている。

在宅本部経費事業は、介護事業に係る法人本部の人件費や事業費が一括計上されており、その財源については、居宅介護事業等のサービス区分から繰入れされている。なお、介護事業は赤字のため、基金の取崩しにより補てんされており、その額については、特別増減の欄で調整されている。

c 社会福祉事業・区社協拠点区分におけるサービス区分

区社協拠点区分では、8つの区社協の運営事業のほか、地域福祉推進活動、見守り・生活支援、ボランティア、広報啓発・施設管理運営等の事業をサービス区分として設置している。

サービス活動増減差額は 1 億 2,223 万円の赤字となっているが、法人本部から会員会費や共同募金配分金が配分されているため、特別増減差額を加味した当期活動増減差額は 339 万円の赤字となる。

d 公益事業・法人本部拠点区分におけるサービス区分

住民参加型有償福祉サービス事業（まごころヘルプ）は、家事援助等のサービスを住民相互の助け合いで行う事業であり、サービス活動増減差額で 1,563 万円の赤字となっている。当該赤字分については、介護保険事業等基金積立金の取崩しにより、特別増減の部分で補てんされている。

その他事業については、権利擁護推進や総合福祉会館の管理運営等、市の受託事業、公の施設の指定管理業務が主となっており、最終的な収支は均衡している状況である。

e 公益事業・介護事業拠点区分におけるサービス区分

居宅介護支援事業は、8つの介護支援センターでケアプランの作成等を行う事業であり、サービス活動増減差額で 2,227 万円の黒字となっている

また、地域包括支援センターの管理運営及び要介護認定調査を行う市町村事務受託事業は、ともに市の委託事業である。2 か所の健康センターは公の施設の指定管理業務であり、いずれも収支は均衡している状況である。

f 公益事業・区社協拠点区分におけるサービス区分

生きがい通所事業は、一人暮らしの高齢者等の介護予防を行う市の委託事業である。また、各健康センター・福祉センターについては、公の施設に係る指定管理業務であるため、いずれも収支は均衡している状況である。

事業活動計算書（平成 28 年度・サービス区分別）

（単位：千円）

	サービス活動増減			サービス活動外増減			経常増減差額 G=C+F	特別増減			当期活動増減差額 K=G+J
	収益 A	費用 B	増減差額 C=A-B	収益 D	費用 E	増減差額 F=D-E		収益 H	費用 I	増減差額 J=H-I	
社会福祉事業合計	4,148,538	4,208,996	▲60,457	11,824		11,824	▲48,634	398,393	413,921	▲15,528	▲64,162
法人本部拠点	2,269,067	2,142,054	127,013	8,964		8,964	135,978	150,852	340,654	▲189,802	▲53,825
法人運営	632,109	561,610	70,499	8,115		8,115	78,615	135,578	264,328	▲128,750	▲50,136
地域福祉推進活動事業	37,500	40,761	▲3,261	33		33	▲3,228	2,861		2,861	▲367
見守り・生活支援事業	2,114	3,042	▲928				▲928	802		802	▲126
ボランティア・市民活動事業	18,513	20,243	▲1,730	302		302	▲1,428	1,013	298	715	▲713
広報・啓発活動事業		6,859	▲6,859	155		155	▲6,705	6,705		6,705	
子ども・子育て育成支援事業	1,418,769	1,402,988	15,782	297		297	16,079	214	18,493	▲18,279	▲2,200
福祉総合相談事業	93,415	96,196	▲2,782	41		41	▲2,741	2,224		2,224	▲517
共同募金配分金事業	57,135	17	57,118				57,118		57,135	▲57,135	▲17
福祉資金貸付事業	9,513	10,337	▲825	21		21	▲804	1,455	400	1,055	251
介護事業拠点	1,689,305	1,754,539	▲65,234	2,072		2,072	▲63,162	117,071	60,854	56,218	▲6,945
居宅介護等事業	403,406	418,643	▲15,237	451		451	▲14,787	17,861	2,320	15,541	754
障がい者総合支援事業	538,721	521,437	17,284	56		56	17,340		18,039	▲18,039	▲699
通所介護事業	747,177	746,867	310	1,152		1,152	1,462	83	1,555	▲1,472	▲10
在宅サービス本部経費		67,591	▲67,591	414		414	▲67,177	99,128	38,940	60,188	▲6,990
区社協拠点	190,167	312,403	▲122,237	788		788	▲121,449	130,470	12,413	118,057	▲3,392
公益事業合計	730,558	723,266	7,292	3,044		3,044	10,336	21,103	27,749	▲6,645	3,691
法人本部拠点	157,653	173,371	▲15,718	2,512		2,512	▲13,206	17,214	3,129	14,085	879
社会福祉研修センター事業	4,369	4,596	▲227	1,888		1,888	1,661	161	1,822	▲1,661	
権利擁護推進事業	18,573	18,466	107	10		10	117	1,470	700	770	887
住民参加型有償福祉サービス事業	18,636	34,272	▲15,636	46		46	▲15,591	15,582	0	15,582	▲9
新潟市総合福祉会館管理運営事業	116,075	116,037	38	569		569	607		607	▲607	
介護事業拠点	508,042	484,088	23,954	172		172	24,126	2,163	23,653	▲21,490	2,636
居宅介護支援事業	212,848	190,574	22,274	65		65	22,339		21,531	▲21,531	807
地域包括支援センター管理運営事業	139,604	139,612	▲9	72		72	63	2,152	1,393	758	821
市町村事務受託法人事業	148,773	147,073	1,700	36		36	1,735		728	▲728	1,008
月湯健康センター	3,957	3,956	1				1		1	▲1	
味方健康センター	2,861	2,872	▲11				▲11	11		11	
区社協拠点	64,863	65,807	▲944	361		361	▲584	1,727	967	760	176
内部取引消去								▲260,598	▲260,598		
合計	4,879,096	4,932,262	▲53,165	14,868		14,868	▲38,297	158,898	181,071	▲22,173	▲60,470

◆この項目のまとめ

- ・平成 28 年度のサービス活動増減差額（民間企業の営業損益に相当）は、3,742 万円の赤字となっており、平成 26 年度以降、3 期連続の赤字決算となっている。
- ・平成 28 年度は、主に介護事業について、訪問介護利用者数の減少などによる収入の減もあり、まごころヘルプ事業と合わせ、5,691 万円の赤字となっている。
- ・こども・子育て支援事業が 1,578 万円の黒字となったが、これは、主に、ひまわりクラブについて、職員欠員等により人件費に残額が発生したためである

(イ)財政状態（貸借対照表）

①資産

平成 28 年度の貸借対照表によると、資産の合計は 29 億 808 万円で、内訳は流動資産が 8 億 8,079 万円及び固定資産が 20 億 2,728 万円となっている。

流動資産の主なものは、預貯金 3 億 7,213 万円及び事業未収金 4 億 7,959 万円（介護報酬 2・3 月分、補助金等）であり、流動資産全体の 96.7%を占めている。

固定資産は、基本財産 4 億 4,705 万円及びその他の固定資産 15 億 8,022 万円である。基本財産の主なものは、土地 1 億 5,601 万円、建物 2 億 7,289 万円であり、その他の固定資産の主なものは、各種基金積立預金 11 億 9,880 万円、退職給付引当資産 3 億 2,318 万円である。これらは、固定資産全体の 96.2%を占めている。

②負債

負債の合計は、10 億 5,585 万円で、内訳は流動負債 5 億 2,917 万円及び固定負債 5 億 2,676 万円である。

流動負債の主なものは、未払費用 2 億 3,595 万円（賃金、法定福利費、水道光熱費等）、事業未払金 1 億 5,287 万円（消耗器具備品費等の事務費及び事業費等）で、流動負債の 73.5%を占め、固定負債は、全額が退職給付引当資産である。

③純資産

純資産の合計は 18 億 5,222 万円で、内訳は、基本金 1,815 万円、基金 13 億 7,622 万円、国庫補助金等特別積立金 3,513 万円及び次期繰越活動増減差額 4 億 2,271 万円である。

基金の主なものは、社会福祉基金 3 億 8,579 万円、介護保険事業等基金 2 億 45 万円、退職手当積立基金 3 億 2,318 万円となっており、社会福祉基金については、社会福祉事業の安定的推進を図るため、介護事業を除く各事業の当期資金収支差額を、介護保険事業等基金については、介護保険サービス事業等の運営資金に充てるため、介護事業の当期収支差額を積み立てているものである。

また、退職手当積立基金については、退職手当の財源に充てるために積立しているものである。

過去 5 年間の純資産額の推移を見た場合、平成 28 年度の純資産額については前年度に比べ 7,436 万円減少し、平成 26 年度以降 3 期連続の減少となるとともに、過去 5 年間で最小の額となっている。

また、基金に目を向けると、社会福祉基金については、積立額が増加し、過去 5 年間で最大の額となっているが、一方で、介護保険事業等基金については、平成 28 年度の介護事業の資金収支差額が赤字となったため、平成 28 年度は 6,841 万円を取り崩し、その残高は大きく減少している。

なお、平成 28 年度の次期繰越活動収支差額が、前年度に比べ 3 億 8,762 万円増加しているが、これは、新会計基準の適用により、基本金のうち 4 億 4,662 万円を振り替えたことによるものである。

貸借対照表(法人全体)

(単位:千円)

資 産 の 部						
	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末 (B)	28年度末 (A)	増減 (A)-(B)
流動資産	1,018,521	972,073	879,965	797,217	880,797	83,580
現金	1,193	1,185	1,387	1,876	1,699	△177
預貯金	328,021	448,478	249,190	294,571	372,135	77,564
事業未収金	587,146	477,144	594,250	472,317	479,593	7,276
貯蔵品			154	154	159	5
立替金	225	442	297	535	200	△335
前払費用	24,815	3,907	1,743	1,289	2,066	776
仮払金	173	54				
短期貸付金	77,592	44,126	36,251	29,670	27,890	△1,781
徴収不能引当金	△646	△3,264	△3,305	△3,194	△2,943	251
固定資産	2,057,583	2,140,267	2,222,131	2,118,568	2,027,285	△91,283
基本財産	534,444	519,171	503,897	501,758	447,058	△54,700
土地	156,015	156,015	156,015	156,015	156,015	
建物	345,731	334,929	324,126	313,324	272,893	△40,431
建物附属設備	14,548	10,077	5,606	14,270		△14,270
定期預金	18,150	18,150	18,150	18,150		△18,150
投資有価証券					18,150	18,150
その他の固定資産	1,523,139	1,621,097	1,718,234	1,616,810	1,580,227	△36,582
建物	8,832	8,381	7,930	7,479	20,132	12,653
建物附属設備	32,055	28,469	21,743	18,740		△18,740
構築物	109	91	79	67	55	△12
車両運搬具	9,034	4,868	3,004	5,121	4,362	△760
器具及び備品	28,370	24,819	21,687	20,659	17,357	△3,302
権利	482	482	482	482	482	
ソフトウェア	9,013	5,518	24,278	21,652	14,794	△6,858
出資金	2	2	2	2	2	
長期預け金	20	20	20	20	20	
退職手当積立基金預け金	211,838	211,838	186,154	175,172	157,630	△17,542

社会福祉基金積立預金	276,185	276,189	302,559	310,340	385,791	75,450
高助社会福祉基金積立預金	100,000	100,000	102,000	103,000	104,000	1,000
川上社会福祉基金積立預金	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	
敦井社会福祉基金積立預金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
真柄社会福祉基金積立預金	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
石塚社会福祉基金積立預金	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
山本社会福祉基金積立預金	36,755	36,755	36,755	36,755	36,755	
三林社会福祉基金積立預金	10,313	10,313	10,313	10,313	10,313	
真水社会福祉基金積立預金	111,951	112,097	112,136			
災害支援資金積立基金積立預金	1,305	12,775	13,080	15,068	15,862	793
第二災害支援資金積立基金積立預金		50,000	50,000	50,000	50,000	
ボランティア基金積立預金	171,241	171,241	171,241	171,241	171,241	
生活保護世帯私学入学資金貸付基金	6,479	6,479	6,479	6,479	6,479	
生活つなぎ資金貸付基金	75	75	75	75	75	
介護保険事業等基金積立預金	125,450	158,570	258,587	268,872	200,455	△68,417
長期貸付金	1,041	1,041	1,041	1,041	1,041	
退職給付引当資産	322,389	340,874	328,390	334,030	323,181	△10,849
資産の部合計	3,076,104	3,112,340	3,102,096	2,915,785	2,908,082	△7,703
負債の部						
	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末 (B)	28年度末 (A)	増減 (A)-(B)
流動負債	481,571	434,675	529,995	446,770	529,178	82,408
事業未払金	85,849	97,376	93,058	101,829	152,875	51,046
未払費用	263,823	204,297	300,408	204,563	235,956	31,393
預り金	9,913	9,736	10,328	11,901	12,792	891
前受金	95	80	228	150		△150
前受収益					148	148
借受金	0					
賞与引当金	121,891	123,186	125,972	128,328	127,407	△921
固定負債	511,507	561,988	551,073	542,420	526,676	△15,744
退職給付引当金	511,507	561,988	551,073	542,420	526,676	△15,744
負債の部合計 (1)	993,078	996,662	1,081,068	989,190	1,055,854	66,664
純資産の部						
	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末 (B)	28年度末 (A)	増減 (A)-(B)
基本金	464,777	464,777	464,777	464,777	18,150	△446,627
基本金	464,777	464,777	464,777	464,777	18,150	△446,627
基金	1,233,252	1,345,415	1,460,801	1,377,692	1,376,227	△1,465
社会福祉基金	276,185	276,189	302,559	310,340	385,791	75,450
高助社会福祉基金	100,000	100,000	102,000	103,000	104,000	1,000
川上社会福祉基金	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	
敦井社会福祉基金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
真柄社会福祉基金	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
石塚社会福祉基金	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
山本社会福祉基金	36,755	36,755	36,755	36,755	36,755	
三林社会福祉基金	10,313	10,313	10,313	10,313	10,313	
真水社会福祉基金	111,951	112,097	112,137			
災害支援資金積立基金	1,305	12,775	13,080	15,068	15,862	793
第二災害支援資金積立基金		50,000	50,000	50,000	50,000	
ボランティア基金積立基金	171,241	171,241	171,241	171,241	171,241	
低所得者小口資金貸付基金	10,340	9,278	8,417	10,749	11,306	557
生活保護世帯私学入学資金貸付基金	6,730	6,730	6,730	6,730	6,730	

生活つなぎ資金貸付基金	393	393	393	393	393	
介護保険事業等基金	125,450	158,570	258,587	268,872	200,455	△68,417
退職手当積立基金	322,389	340,874	328,390	334,030	323,181	△10,849
国庫補助金等特別積立金	60,477	56,370	51,423	49,036	35,139	△13,896
国庫補助金等特別積立金	60,477	56,370	51,423	49,036	35,139	△13,896
次期繰越活動増減差額	324,520	249,116	44,028	35,090	422,712	387,622
次期繰越活動増減差額	324,520	249,116	44,028	35,090	422,712	387,622
(うち当期活動増減差額)	△44,768	36,758	△89,702	△92,046	△60,470	31,576
純資産の部合計 (2)	2,083,026	2,115,678	2,021,029	1,926,595	1,852,228	△74,367
負債及び純資産の部合計 (3)=(1)+(2)	3,076,104	3,112,340	3,102,097	2,915,785	2,908,082	△7,703

◆この項目のまとめ

- ・純資産額については、平成 28 年度末時点では 18 億 5,222 万円で、前年度に比べ 7,436 万円減少し、平成 26 年度以降 3 期連続の減少となるとともに、過去 5 年間で最小の額となっている。
- ・社会福祉基金については、平成 28 年度末時点では 3 億 8,579 万円で、前年度に比べ積立額が増加し、過去 5 年間で最大の額となった。一方で、介護保険事業等基金については、平成 28 年度の介護事業の資金収支差額が赤字となったため、平成 28 年度は 6,841 万円を取り崩し、残高は 2 億 45 万円となり、前年度に比べて大きく減少している。

(ウ) 経営状況の確認結果

平成 28 年度決算の状況を確認し、ヒアリング等を行った結果、以下の問題点が浮かび上がった。

①自主財源の伸び悩み

市社協の自主財源としては、会員会費、共同募金の配分金、参加費・利用料等の事業収入があり、市社協が地域福祉活動を行っていく上での貴重な財源となっている。

このうち、会員会費については、市社協の活動の趣旨に賛同する個人や団体、企業が会員となり、納入する仕組みとなっており、各世帯を単位とした一般会員、社会福祉施設や福祉団体を単位とした特別会員、これら以外の個人や団体・企業が任意の額を納入する賛助会員の 3 種類がある。納入された会費のうち 8 割が区社協へ配分され、地区社会福祉協議会への支援や地域の子育てサロン等、地域に密着した事業の事業費として充てられているほか、残り 2 割は本部の事業費及び事務費の一部に充てられている。

また、共同募金の配分金については、赤い羽根共同募金や歳末助け合い募金の新潟県共同募金会からの配分金であり、区社協が行う地域の見守り活動や、災害関係の事業費や、地域団体への助成金等に充てられている。

しかし、市社協全体のサービス活動収益に対する会費収益と共同募金の配分

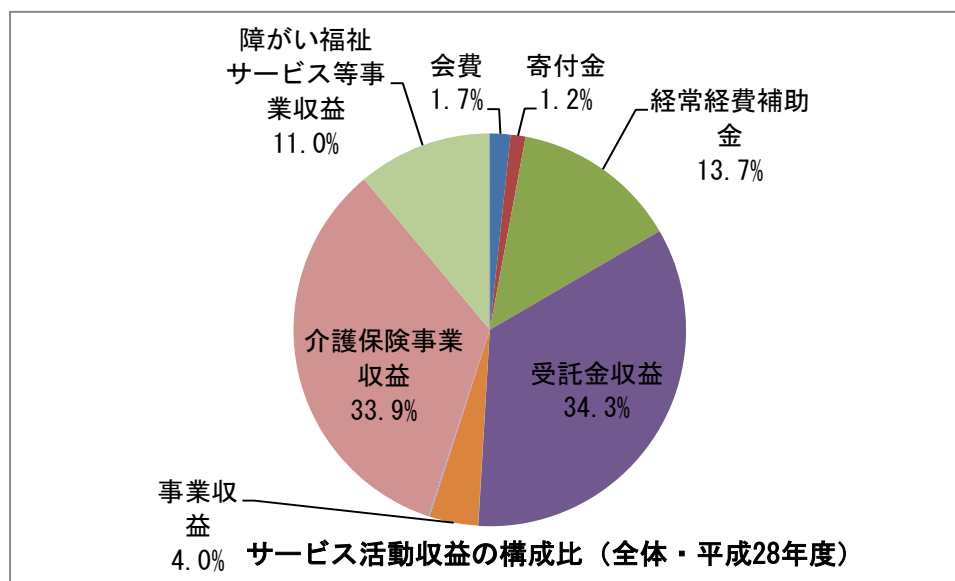
金が占める割合は、平成 28 年度決算ではそれぞれ 1.7%、1.2%となっている。

介護保険制度等に基づく介護保険事業収益や障がい福祉サービス収益以外は、市からの補助金収益や受託金収益が全体の半分以上を占めていることを踏まえると、財政の自立性という観点から見た場合、市社協の財政基盤は極めて脆弱な状態であると言える。市社協では、会員募集や共同募金の協力を求めるチラシの配布や広報紙への掲載等の取組を行っているが、近年は微減の状態が続いており、その収入の向上が大きな課題となっている。

会費収益・共同募金配分金収入の推移

(単位：千円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
サービス活動収益(a)	4,808,529	4,993,092	5,020,908	4,749,212	4,879,096
会費収益(b)	86,262	85,597	84,363	83,713	82,389
会費比率(b)/(a)	1.8%	1.7%	1.7%	1.8%	1.7%
共同募金配分金収入(c)	70,284	69,027	59,732	66,002	57,135
共同募金比率(c)/(a)	1.5%	1.4%	1.2%	1.4%	1.2%



②人件費の増加

人件費の額は、平成 24 年度以降増加傾向にあり、サービス活動収益に占める人件費の割合についても、平成 28 年度には、74.2%まで増加している。

これは、職員数は減少傾向にあるものの、正職員について、40 代以上の職員の構成比率が、平成 26 年度は 72.3%だったものが、平成 28 年度には 77.2%に上昇する等、高年齢の職員の比率が高まっていることが要因となっている。

職員の構成の見直しについては、今後の定年退職者の増加を見越して、採用試験を行う方向で市と協議していることを確認したが、市社協が平成 29 年度にコンサルタントに依頼して行った介護事業の経営分析結果でも、一部事業所で人件費比率が 80%を超えており、収支に大きな影響を与えていることが指摘され、人件費比率の適正化に向けた抜本的な対策の実施が求められている。

なお、市社協の給与は、「社会福祉法人新潟市社会福祉協議会給与規程」に規定され、その俸給額については、一般俸給表に定められている。この俸給表は、新潟市給与条例に規定されている一般俸給表に準じている。

人件費及び人件費比率の推移

(単位：千円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
サービス活動収益(a)	4,804,144	4,998,985	5,017,844	4,749,212	4,879,096
人件費(b)	3,483,530	3,548,421	3,702,090	3,625,122	3,622,183
人件費比率(b)/(a)	72.5%	71.1%	73.8%	76.3%	74.2%

※サービス活動収益の金額については、本報告書の事業活動計算書（法人全体）の数値を引用している。

正職員の年齢構成

(単位：人)

	26 年度		27 年度		28 年度	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
20 代以下	7	3.2%	5	2.4%	6	3.0%
30 代	54	24.5%	48	23.1%	40	19.8%
40 代	84	38.2%	73	35.1%	75	37.1%
50 代	75	34.1%	79	38.0%	81	40.1%
60 代以上	0	0%	3	1.4%	0	0%
合計	220	100.0%	208	100.0%	202	100.0%
40 代以上	159	72.3%	155	74.5%	156	77.2%

※各年度とも 4 月 1 日現在（平成 27 年度のみ 5 月 1 日現在）

※役員を除く

職員給与等の状況（総額）

（単位：千円）

	26 年度	27 年度	28 年度
正職員	1,090,230	1,054,987	1,070,311
嘱託職員	891,565	905,540	909,878
臨時職員	1,257,837	1,230,285	1,190,001
合計	3,239,632	3,190,812	3,170,190
平均年収 （正職員）	4,956	5,072	5,298

※各年度の決算額を基に算定（役員を除く）

③実施事業の増加

市による市社協に対する委託（指定管理）事業や補助事業については、その数が年々増加している。

特に、市社協は、地域包括ケアの推進に向けて、重要な役割を担っていることや、社会福祉法人の改革に伴い生活困窮者や制度の谷間や隙間を抱える者の支援等、新たな生活課題や福祉課題に取り組む必要があり、全体的に事業数は増加傾向にある。

一方で、これらの事業を実施する職員の人件費は、市の運営費補助金や委託料等により賄われており、実質的にその額により職員数がコントロールされることもあり、職員数の増加は抑えられている。このため、事業の増加に伴う、市社協職員の業務負担の増加が懸念されるところである。

市における社会福祉協議会に対する新規補助事業・委託事業の実施状況（平成 22 年度以降）

年度	事業名	補助・委託の別	市所管課（開始当時の所管課）
平成 22 年度	子育てなんでも相談センターきらきら	補助	福祉部こども未来課
	こころといのちのホットライン	委託	福祉部こころの健康センター
平成 23 年度	高齢者等あんしん見守り事業（注）	補助	福祉部福祉総務課
	地域福祉コーディネーター事業	委託	福祉部福祉総務課
平成 24 年度	新潟市成年後見支援センター事業	委託	福祉部福祉総務課
	子育てワンストップサービス事業	補助	福祉部こども未来課
	ファミリー・サポート・センター事業	補助	福祉部こども未来課
	元気力アップサポーター事業	委託	福祉部介護保険課
	敬老祝会助成事業	補助	福祉部高齢者支援課
	東区学習習慣プログラム事業	委託	東区役所健康福祉課
	西区子ども学習支援事業	委託	西区役所健康福祉課
	法人後見事業	補助	福祉部福祉総務課
平成 25 年度	放課後児童クラブネットワーク・研修会事業	委託	福祉部こども未来課
平成 26 年度	中央区子ども学習支援事業	委託	中央区役所健康福祉課
	高齢者あんしん相談センター（西区）	委託	福祉部高齢者支援課

	新潟市障がい者基幹相談支援センター中央	委託	福祉部障がい福祉課
平成 27 年度	地域包括ケア推進事業	委託	福祉部地域包括ケア推進課

※市社協作成資料を一部加工

注 平成 27 年度で事業終了

④受託事業の増加等による組織の巨大化

市社協は、職員数 2,027 人（平成 28 年 4 月 1 日現在）、サービス活動収益 48 億 7,909 万円の規模で運営されており、実施される事業も多岐に渡っている。

これは、政令市の社協の中で、区社協を別法人としている 10 市を除き、市社協と同様に区社協を法人化していない 9 市との間で、職員数やサービス活動収益の額を比較した場合、最大の規模となっている。

他都市との比較から見える市社協の特徴としては、介護事業及び障がい福祉サービス、放課後児童健全育成事業（新潟市ではひまわりクラブ）等、幅広い事業を実施していることが挙げられる。他の政令市社協の中で、同様の事業をすべて実施しているのは、静岡市社協のみである。

また、放課後児童健全育成事業を実施している政令市社協は、市社協のほか、静岡市社協及び千葉市社協の 3 市であり、これらの都市は、職員数が多い傾向がみられる。

さらに、事業運営に係る公費の額を見ると、市社協は 20 億 63 万円と千葉市社協に次ぐ規模となっており、これと連動する形で受託金収益が多くなっており、市の委託による実施事業が多いことが影響していると考えられる。

以上のことから、市社協は、その実施事業の範囲が広く、かつ市からの委託事業も多い状況であり、そのことが、職員数やサービス活動収益額の大きさにつながっているとみられる。

市社協の場合、過去に新潟市福祉公社との統合や、広域市町村合併に伴う各市町村社協の編入もあって、その規模が拡大したものであるが、その規模の大きさが、経営面や運営面で足枷になっていないか懸念されるところである。

			仙台	さいたま	千葉	相模原	新潟	静岡	浜松	堺	岡山	熊本	
推計人口(平成29年4月1日現在)			1,080,263	1,280,576	973,856	720,986	803,401	699,421	795,322	835,467	720,078	737,812	
職員の状況 (平成29年4月1日現在)	常勤	法人本部	127	38	65	57	194	24	77	92	83	112	
		施設・事業所	110	55				262	127		26	14	
	常勤兼務者	法人本部	8					1				86	
		施設・事業所	10					9				12	
	非常勤者	法人本部		19	946	170	1,827	2	3	72	10	26	
		施設・事業所		217				867	143		22	2	
合計			255	329	1,011	227	2,021	1,165	350	164	141	252	
事業	訪問介護			○			○	○	○		○	○	
	通所介護		○				○	○	○		○		
	障がい福祉サービス		○	○			○	○	○		○	○	
	放課後児童健全育成事業				○		○	○					
報酬・補助金等の公費の状況	事業運営に係る公費		221,542	262,891	2,768,464	952,774	2,006,375	1,098,251	1,205,295	1,129,069	557,859	475,419	
	施設・設備に係る公費				5,014		700			800		170	
サービス活動増減	収益	会費収益	(1)	86,818	62,856	42,453	37,057	82,388	59,338	34,119	10,623	22,621	3,115
		分担金収益	(2)										
		寄附金収益	(3)	13,184	16,674	46,937	32,257	59,646	59,107	10,119	2,286	10,589	26,074
		経常経費補助金収益	(4)	707,682	1,216,725	589,101	525,740	668,702	269,956	239,487	647,795	182,666	475,404
		助成金収益	(5)										11,551
		受託金収益	(6)	714,273	351,034	2,227,506	427,034	1,674,972	403,685	147,561	477,782	236,588	116,636
		貸付事業収益	(7)			695	3,150	398				4	
		事業収益	(8)	8,008	62,269	11,480	117,446	194,986	11,883	53,983	53,331	16,482	53,449
		負担金収益	(9)	2,957	4,896		1,637	5,910		24,799	27,834	440	2,633
		介護保険事業収益	(10)	241,498	193,763			1,651,807	1,262,717	534,884		124,196	75,521
		老人福祉事業収益	(11)						39,608	212,297			114,944
		児童福祉事業収益	(12)						957,611	72,533			
		保育事業収益	(13)										
		就労支援事業収益	(14)	1,332									
		障がい福祉サービス等事業収益	(15)	9,955	81,105			538,722	85,626	73,388		92,110	2,765
		生活保護事業収益	(16)										
		医療事業収益	(17)		23,620				111,577				
		協力員事業収益	(18)										
		経常経費寄附金収益	(19)										
		授産事業収益	(20)										
		基金取崩額	(21)										
		その他の収益	(22)			452		1,563	17,209	4,431	4,772	1,233	11,610
		計	(23)	1,785,707	2,012,941	2,918,624	1,144,320	4,879,096	3,278,317	1,407,601	1,224,422	686,929	893,702
	費用	人件費	(24)	1,280,704	1,110,715	2,547,362	687,801	3,622,183	2,442,237	938,661	745,827	540,063	498,493
		事業費	(25)	171,401	214,136	183,130	4,228	1,085,536	154,669	341,500	126,657	39,236	260,217
		事務費	(26)	232,870	74,138	93,399	401,226	98,889	424,163	32,370	208,645	72,878	21,848
		売上原価	(27)				229						
		貸付事業費用	(28)										
		就労支援事業費用	(29)	1,217									
		授産事業費用	(30)										
		援護費	(31)				1,290						
		利用者負担軽減額	(32)						253				
		共同募金配分金事業費	(33)	19,283	595				40,210	37,964			
		分担金費用	(34)	1,182			11						
		寄附金費用	(35)										
		助成金費用	(36)	72,164	153,387	63,268	56,607	81,213	109,789	36,538	102,952	75,847	2,932
		負担金費用	(37)	80	601	125	585	3,966	121	8,518	487	25	2,633
		基金組入額	(38)	8,114	287,403		47,245		9				
		減価償却費	(39)	5,733	5,397	3,144	1,669	29,566	36,020	5,773	50,630	4,194	19,045
		国庫補助金等特別積立金取崩額	(40)	△61	△3,002	△4,658	△70	△6,070	△10,896	△284	△16,738		△13,085
		徴収不能額	(41)	7,353	2,730		457	443	7	88		182	918
		引当金繰入	(42)										
		徴収不能引当金繰入	(43)					565	1,934				
		その他の費用	(44)		209			227	602	157		457	
		計	(45)	1,800,041	1,846,309	2,885,771	1,201,277	4,916,517	3,199,120	1,401,283	1,218,460	732,883	793,001
		サービス活動増減差額(23)-(45)			(46)	△14,333	166,632	32,853	△56,957	79,197	6,317	5,962	△45,954
会費比率(1)÷(23)				4.9%	3.1%	1.5%	3.2%	1.7%	1.8%	2.4%	0.9%	3.3%	0.3%
経常経費補助金収益比率(4)÷(23)				39.6%	60.4%	20.2%	45.9%	13.7%	8.2%	17.0%	52.9%	26.6%	53.2%
受託金収益比率(6)÷(23)				40.0%	17.4%	76.3%	37.3%	34.3%	12.3%	10.5%	39.0%	34.4%	13.1%
(補助金収益+受託金収益)比率 [(4)+(6)]÷(23)				79.6%	77.9%	96.5%	83.3%	48.0%	20.5%	27.5%	91.9%	61.0%	66.2%
事業収益比率(8)÷(23)				0.4%	3.1%	0.4%	10.3%	4.0%	0.4%	3.8%	4.4%	2.4%	6.0%
介護保険事業収益比率(10)÷(23)				13.5%	9.6%			33.9%	38.5%	38.0%		18.1%	8.5%
(介護保険+障害福祉サービス等)事業比率 [(10)+(15)]÷(23)				14.1%	13.7%			44.9%	41.1%	43.2%		31.5%	8.8%
人件費比率(24)÷(45)				71.1%	60.2%	88.3%	57.3%	73.7%	76.3%	67.0%	61.2%	73.7%	62.9%

※各都市の平成28年度社会福祉法人現況報告書及び事業活動計算書に基づき作成

⑤介護事業の赤字

社協における介護事業の展開は、自主財源の確保という面で、経営基盤の安定に大きな役割を果たしてきた。

しかし、介護事業については、年々収益が減少しており、平成 28 年度の介護拠点区分のサービス活動増減差額は 4,128 万円の赤字となっている。また、市社協では、会計上は法人本部拠点に区分している住民福祉型有償福祉サービス（まごころヘルプ）事業を介護事業に位置づけており、同事業の赤字額を含めた場合、赤字額は 5,691 万円に膨れ上がる。

介護事業のうち、最も赤字額が大きいのが、住民参加型有償福祉サービス事業であり、1,563 万円の赤字となっている。この事業は、サービスを利用する者と提供する者が双方で支払う会費と利用する者が支払う利用料で事業費を賄う仕組みとなっているが、これとは別に、サービスを利用する側と提供する側との間を調整するコーディネーター役が必要であり、この者への報酬を市社協が負担するため、赤字が発生するものである。

次に赤字額が大きいのは、居宅介護等事業（ヘルパー）であり、その額は 1,523 万円である。これは、介護職場の厳しい労働環境の中、ヘルパーの職員が減少しており、サービスの提供数が減ったことや、平成 27 年度に介護報酬が減額改定となり、基本報酬額が下がったことが要因である。なお、ヘルパーの職員数の減により、人件費は減少しているものの、職員の高齢化に伴う昇給により、サービス活動費用に対する人件費の割合が上昇しており、その抑制が大きな課題となっている。

また、通所介護事業（デイサービス）は、平成 26 年度には、4,012 万円の黒字であったが、その後、収益が年々減少し、平成 28 年度には、31 万円の黒字額にとどまっている。これは、平成 26 年度まで、最も収益のあった西川と中之口の 2 つのデイサービスセンターが、指定替えにより、他の事業者の指定管理施設となったことで、平成 27 年度以降、サービス活動収益が大きく減少したことが要因の一つである。これに加え、平成 27 年度における介護報酬の減額改定により基本報酬額が下がったことのほか、特別養護老人ホームの整備が進み、デイサービスの利用者が減少していることも要因として考えられる。

なお、平成 27 年の介護保険法の改正により、市では平成 29 年 4 月に「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」が開始され、「要支援 1」及び「要支援 2」の軽度の者が利用する「介護予防給付」のうち、「訪問介護」と「通所介護」について市町村が独自に事業に行う「地域支援事業」に移行することとなった。今後は、軽度の介護については、住民主体による助け合いの事業にシフトし、かつ市町村事業になったことにより、介護報酬額が低く抑えられる可能性もあることから、今後の経営へのマイナスの影響が懸念されており、市社

協においても、将来的には、より重度の専門的サービスに注力する等のサービス内容の見直しを検討しているところである。

以上の状況もあり、市社協では、介護事業の厳しい状況を打開するため、平成29年度にコンサルタントに経営分析を依頼した。その結果、まずは、介護事業の収益向上を図ることが求められ、職員が現状を認識し、収益向上に向けた意識を持つこと、ヘルパーの活動時間を増やすこと、施設の稼働率を上げること、適正な経営管理を行うこと等が提言され、そのうえで、施設の統合や赤字事業所の撤退についても検討することが求められている。この結果を受けて、市社協では、対応方針を検討し、今後の経営改善策を進めていく予定である。

介護事業の収支状況及び介護保険事業等基金残高の推移

(単位:千円)

		26年度	27年度	28年度
介護拠点	サービス活動収益 (ア)	2,473,774	2,272,945	2,197,347
	サービス活動費用 (イ)	2,471,464	2,273,544	2,238,626
	サービス活動増減差額 (ウ) = (ア) + (イ)	2,310	△599	△41,280
うち居宅介護等事業	サービス活動収益 (ア)	452,736	460,988	403,406
	サービス活動費用 (イ)	516,419	426,839	418,643
	うち人件費	446,161	380,878	376,382
	サービス活動増減差額 (ウ) = (ア) + (イ)	△63,683	34,148	△15,237
うち障がい者総合支援事業	サービス活動収益 (ア)	558,933	550,570	538,721
	サービス活動費用 (イ)	505,756	525,098	521,437
	サービス活動増減差額 (ウ) = (ア) + (イ)	53,177	25,471	17,284
うち通所介護事業	サービス活動収益 (ア)	937,151	749,576	747,177
	サービス活動費用 (イ)	897,028	721,224	746,867
	サービス活動増減差額 (ウ) = (ア) + (イ)	40,123	28,352	310
うち居宅介護支援事業	サービス活動収益 (ア)	250,056	224,670	212,848
	サービス活動費用 (イ)	271,561	194,069	190,574
	サービス活動増減差額 (ウ) = (ア) + (イ)	△21,505	30,602	22,274
うち地域包括支援センター管理運営事業	サービス活動収益 (ア)	133,195	135,665	139,604
	サービス活動費用 (イ)	139,334	141,541	139,612
	サービス活動増減差額 (ウ) = (ア) + (イ)	△6,139	△5,876	△9
住民参加型有償福祉サービス事業(法人本部拠点)	サービス活動収益 (ア)	19,208	52,141	18,636
	サービス活動費用 (イ)	19,306	64,572	34,272
	サービス活動増減差額 (ウ) = (ア) + (イ)	△98	△12,432	△15,636
介護拠点＋住民参加型有償福祉サービス事業	サービス活動収益 (ア)	2,492,982	2,325,086	2,215,983
	サービス活動費用 (イ)	2,490,770	2,338,117	2,272,899
	サービス活動増減差額 (ウ) = (ア) + (イ)	2,212	△13,031	△56,916
介護保険事業等基金		258,587	268,872	200,455
備考			・介護基金 19,420千円 取崩 ・他基金より 29,680千円 繰入	・介護基金 68,417千円 取崩

⑥純資産の減少

貸借対照表から、市社協の全般的な財政状態については、借入金もなく、自己資本比率も高いことから、比較的安定していると判断できる。

しかし、前述のとおり、平成 26 年度以降は、基金の取崩しが進んでおり、平成 28 年度は、介護事業が赤字決算となったことから、介護保険事業等積立基金を 6,842 万円取り崩し、全体での純資産額は 7,436 万円の減少となった。これにより純資産の減少は、平成 25 年度以降 4 年連続となっている。

介護事業の赤字が今後も継続した場合、介護基金が枯渇する可能性があり、将来的な財政状態に大きな影響を及ぼす恐れがある。

純資産額・自己資本比率・介護保険事業等基金の推移(貸借対照表)

(単位:千円)

	24年度	25年度	26年度	27年度(a)	28年度(b)	(b)-(a)
負債の部・計 (1)	1,187,420	1,191,005	1,290,911	989,190	1,055,854	66,664
純資産の部・計 (2)	2,083,026	2,115,678	2,021,028	1,926,595	1,852,228	△74,367
負債及び純資産の部・合計 (3)=(1)+(2)	3,270,447	3,306,683	3,311,939	2,915,785	2,908,082	△7,703
自己資本比率 (2)/(3)	63.7%	64.0%	61.0%	66.1%	63.7%	△2.4%
介護保険事業等基金	125,450	158,570	258,587	268,872	200,455	△68,417

◆この項目のまとめ

- ・平成 28 年度決算では、市社協の自主財源である会員会費と共同募金の配分金収益について、社協全体のサービス活動収益に対する占める割合はわずか 2.9%となっており、その財政基盤は極めて脆弱な状態である。近年は微減の状態が続いており、その収入の向上が大きな課題となっている。
- ・人件費の額は、平成 24 年度以降増加傾向にあり、サービス活動収益に占める割合は、平成 28 年度時点で 74.2%まで増加している。経営収支にも大きな影響を与えており、人件費比率の低下が課題となっている。
- ・市による市社協に対する委託（指定管理）事業や補助事業は、その数が年々増加している。一方でこれらの事業を実施する職員の人件費は、市の運営費補助金や委託料等によりコントロールされ、職員数の増加は抑えられ、事業の増加に伴う市社協職員の業務負担の増加が懸念される。
- ・区社協を法人化していない 9 つの政令市社協の中で、市社協は、職員数やサービス活動収益の額とも最大の規模となっており、そのことが経営面や運営面で足枷になっていないか懸念される。
- ・介護事業については、年々収益が減少しており、住民参加型有償福祉サービス（まごころヘルプ）事業を含めると、平成 28 年度の赤字額は 5,691 万円となった。赤字の主なものは訪問介護事業と住民参加型有償福祉サービス事業であるが、黒字である通所介護事業も、管理施設の指定替えや介護報酬の減額改定等により、その額は大幅に減少している。また、平成 29 年度にスタートした「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」による収益への影響も懸念されている等、介護事業の経営改善が大きな課題となっている。
- ・市社協は、借入金がなく、自己資本比率も高いことから、財政状態は比較的安定していると判断できる。しかし、平成 28 年度は、介護事業が赤字決算となったことから、介護保険事業等積立基金を 6,842 万円取り崩し、全体での純資産額は 7,436 万円の減少となった。これにより純資産の減少は、平成 25 年度以降 4 年連続となっている。介護事業の赤字が今後も継続した場合、介護基金が枯渇する可能性があり、将来的な財政状態に大きな影響を及ぼす恐れがある。

イ 経理の状況

(7) 選定拠点について

経理の状況を評価するため以下の 2 拠点を選定し、実地への往査の上で書面閲覧、関係者への聴取等の手続を実施した。

①市社協本部

②南区社協

(イ) 支出について

支出に関しては件数も多く金額も大きいため、内部統制を理解したうえで統計的に評価することとした。

①内部統制体制の評価のために実施した手続と結果

市社協の支出に関して内部統制体制を理解するため、関係する諸規程の閲覧、担当職員へのヒアリングを行った後、経理に関する申請書及び諸証憑を閲覧してウォークスルーを行い、経理に関する内部統制体制を理解した。

上記手続を実施したところ、以下のことが確かめられた。

- ・必要な規定及び手順書が整備されていること。
- ・各職員に適切な権限が割り当てられていること。
- ・重要な職務は分掌され、相互牽制が効いていること。

総じて、支出に関するリスクを十分に低減することに必要な内部統制体制が整備されていることが確かめられた。

②運用状況の評価のために実施した手続と結果

体制の整備状況の評価した内部統制について、実際の運用状況の評価した。評価手続に際しては、平成 28 年度の全ての取引について総勘定元帳を入手したうえで無作為にサンプルを抽出し、諸資料を閲覧して内部統制の整備状況の通りに運用されているかを確認した。

上記手続の結果、運用状況に問題は検出されなかった。

(ロ) 収入について

収入に関しては件数も少なく扱う金額も僅少であることから、個別に担当者に業務手続を聴取したうえで入金と記帳との整合性を確かめることとした。またこれに付随して、現金を実査することとした。

往査先 2 拠点について、往査当日に保管していた全ての現金及び、これに伴う収入について上記手続を実施したところ、問題は検出されなかった。

◆この項目のまとめ

- ・経理の状況について確認した結果、支出に関するリスクを十分に低減することに必要な内部統制体制が整備されていることが確かめられた。また、収入についても、現金に関する保管状況や入金と記帳の整合性を確かめたが、問題は検出されなかった。

(2) 補助金の状況

ア 新潟市社会福祉協議会運営費補助金

(単位：千円)

		26 年度	27 年度 (B)	28 年度 (A)	(A) - (B)
人件費		441, 181	450, 944	460, 146	9, 202
人件費以外		51, 014	50, 148	44, 352	△5, 796
	事務室等管理費	27, 879	31, 380	32, 262	882
	総務管理費	9, 529	8, 666	7, 849	△817
	ボランティア振興事業費	8, 228	10, 102	4, 241	△5, 861
	その他事業費	5, 378	0	0	0
合計		492, 195	501, 092	504, 498	3, 406

(7) 補助金の目的・概要

市民主体による地域福祉の充実を図り、事業が円滑に運営できるよう、地域福祉の推進の核となる市社協に対して、その活動や運営に必要な支援を行うことを目的として交付されている補助金である。

市社協は、前述のとおり、地域福祉事業から介護事業まで、幅広い事業を実施している。市社協の事業について、その財源を基に大別すると、会員会費や共同募金の配分金、参加費・利用料等を財源とする自主事業、自主事業ではあるが、市の補助金を運営費や事業費の一部の財源とする補助事業、委託料や指定管理料を財源とする委託事業・指定管理事業、介護報酬や自立支援給付費を主な財源とする介護事業に分けることができる。

このうち、会員会費や共同募金の配分金、参加費・利用料等については、市社協の自主財源にあたるものであるが、これらのサービス活動収益全体に占める割合は、わずか3%程度であり、区社協の事業費や本部の事務費の一部に充てられるに過ぎない状況である。

また、市社協職員の人件費については、介護事業や委託事業、補助事業の一部等、事業を直接的に実施している職員の分は、介護報酬や委託料、補助金により措置されているものの、事業を間接的に実施（管理等）している本部や区社協の職員の分については、一部を除いて措置されていない状況である。

このような状況の中、市では、地域福祉の中心的な推進主体である市社協の事業が円滑に行われるよう、委託事業や補助事業に区分けできない管理部門等の人件費や本部や区社協事務局の管理経費等について、別途、新潟市社会福祉協議会運営費補助金（以下「運営費補助金」という。）として支援を行っているものである。

なお、当該補助金のうち、ボランティア振興事業に係る部分については、国

の補助制度が適用されるため、事業費及び人件費の 2 分の 1 について、国からの補助金が交付されている。

(イ) 補助対象経費

①人件費

本部・区社協の一部職員の人件費、退職積立金

人件費の内訳

(単位：人・千円)

内訳	人数	28 年度決算額	内訳
正職員人件費	53	344,343	
非常勤嘱託人件費	29	86,086	一般 22, コミュニティソーシャルワーカー2, ボランティア振興事業 5
臨時職員人件費	7	9,090	
常務理事, 市派遣職員 (OB) 人件費	3	14,577	常務理事, 事務局長, 地域福祉課長
退職積立金	—	6,050	
合計	92	460,146	

②事務室等管理費

本部・区社協事務室・駐車場賃貸料, 光熱水費, 警備業務等委託料

③総務管理費

福利厚生費, 諸謝金, 電話料, 業務委託費, 手数料, システム経費

④ボランティア振興事業費 (国補助対象)

ボランティアセンターの事業費

(ウ) 監査の結果

①補助金の経理について

運営費補助金のうち、人件費部分について、実績報告書の通りに支出されているか、また他の費用に充てられていないかを中心に、平成 28 年度の決算関係書類及び平成 28 年 12 月の給与支給データを基に確認を行ったが、経理上、正しく執行され、他の費用に充てられていないことを確認した。

②運営費補助金で賄われる人件費や経費の各事業への配賦について

市は市社協の財政基盤が脆弱であることから、人件費、本部・各区社協運営経費等の補助のために運営費補助金として、平成 28 年度では 5 億 449 万円の補助を行っている。市社協の法人全体の事務に携わる人員や、特定の事業だけに紐づけられない人員の人件費はほぼこの補助金によってまかなわれて

いる。市社協の会計処理を調査したところ、この補助金収入及びこれによって賄われる人件費支出のほとんどは「新潟市補助金事業」という人件費を集計するためだけに作られたサービス区分に集約されていた。

市社協が各事業を実施するうえで、市社協の法人全体の事務に携わる人員や、特定の事業だけに紐づけられない人員を要することは当然のことである。しかし、各事業はこのような人員により間接的に支えられているのであるから、事業に要する真のコストを評価する際には運営費補助金によって補助されるような人件費や経費も各事業に配賦することが欠かせない。

運営費補助金で賄われる全ての人件費及び経費を即座に各事業に配賦することは実務上困難であるとも思われるが、合理的な配賦基準を作ったうえで事業との対応関係の深いものから順次配賦をしてゆくこと、事業との対応関係のつかないものをできるだけ少なくすることが肝要である。また事業を委託する市の各部局も、真のコストから目を背けないことが必要である。

◆この項目のまとめ

- ・運営費補助金の収入及びこれによってまかなわれる人件費支出のほとんどは「新潟市補助金事業」という人件費を集計するためだけに作られた拠点区分に集約されていた。
- ・市社協が各事業を実施するうえで、市社協の法人全体の事務に携わる人員や、特定の事業だけに紐づけられない人員を要することは当然のことであるが、各事業に要する真のコストを評価する際には、運営費補助金によって補助されるような人件費や経費も各事業に配賦することが欠かせない。
- ・合理的な配賦基準を作ったうえで事業との関係の深いものからは順次配賦をしていくことが肝要である。

新潟市社会福祉協議会運営費補助金 配分事業 事業活動内訳書(平成28年度)

(単位:千円)

勘定科目			法人本部拠点				区社協拠点				合計
			法人運営				見守り・生活支援事業	ボランティア・市民活動事業	区社協運営費	区社協ボランティア・市民活動事業	
			新潟市補助金事業 (人件費)	総務係管理経費	経営係管理経費	退職積立事業					
サービス活動増減	収益	補助金収益	463,816	13,248	694	6,050	718	2,237	26,175	1,286	a 514,224
		その他	800	1,200	0	1,563	1,395	24	528	8	5,519
		計	464,616	14,448	694	7,613	2,113	2,261	26,703	1,294	519,743
	費用	人件費	455,715	1,250	0	32,798	0	0	0	0	489,762
		事業費	0	0	0	0	2,704	2,363	0	2,717	7,784
		事務費	9,720	17,856	5,816	338	0	0	43,082	0	76,813
		うち補助金返還金	9,720	6	0	0	0	0	0	0	b 9,726
		その他	598	343	90	△111	0	754	2,889	0	4,562
		計	466,032	19,449	5,906	33,025	2,704	3,117	45,971	2,717	578,921
	増減差額		△1,416	△5,001	△5,212	△25,411	△592	△855	△19,267	△1,423	△59,178

a-b 504,497

イ 敬老祝会助成事業

(単位：千円)

		26 年度	27 年度 (B)	28 年度 (A)	増減額 (A) - (B)
収入	合計	9,198	9,157	9,770	613
	市補助金	9,198	9,157	9,770	613
支出	合計	9,198	9,157	9,770	613
	助成金	7,888	8,304	8,868	564
	人件費	1,107	627	663	36
	事務費	203	226	239	13

(7) 補助金の目的・概要

自治会やコミュニティ協議会が毎年9月から10月にかけて実施する敬老祝会に対して、地域で長寿を祝い、広く市民の老人福祉に対する理解と関心を高め、高齢者の福祉の増進を図ることを目的として市社協が助成する額を市が助成するものである。

この助成事業は北区（松浜地区・南浜地区・濁川地区）、東区、中央区、秋葉区、西区（四ツ郷屋地区を除く）を対象としている。他の地域については従来から独自事業として既に敬老祝会事業を実施していたため、事業を実施していない旧新潟市域や旧新津地域について平成24年度から助成を開始したものである。

<助成団体数の推移>

(単位：件)

	26 年度	27 年度	28 年度
自治会・町内会	178	198	209
コミュニティ協議会	12	11	12

(4) 補助対象経費

敬老祝会助成額（事務費・会場費・食糧費・印刷製本費・通信費等）・人件費・事務費

<補助対象経費の内訳>

①助成分 1人当たり1,000円×参加者数で下記上限額の範囲で助成

自治会・町内会：30,000円／団体 コミュニティ協議会：200,000円／団体

②人件費 敬老祝会申請件数×@3,000円

③事務費 チラシ等印刷費・消耗品費・切手代・振込手数料等

(7) 監査の結果

市社協及び市制度所管課の関係書類を閲覧した結果、概ね適正に処理されていた。た

だし、区社協へのヒアリングにより以下のような課題があることが分かった。

この事業は区社協が窓口となり各自治会等からの相談や申請や実績報告、助成金の支払い等の事務手続きを行っているが、対象者の大半が高齢者であることから制度の相談や申請書、実績報告書の記載などの手続きに 1 件ずつ説明が必要で時間を要している。市社協による助成事務は今年度で終了し、来年度からは市が直接自治会やコミュニティ協議会への助成事務を行うことになるが、助成団体数の推移から今後も助成団体の増加が見込まれることから、事務手続きの簡略化が必要であると思われる。

◆この項目のまとめ

- ・敬老祝会助成事業は、敬老祝会を実施する自治会やコミュニティ協議会に市社協が助成する額を市が補助金として助成するものである。
- ・関係書類を閲覧した結果、概ね適正に処理されていた。
- ・市社協による助成事務は平成 29 年度で終了し、来年度からは市が助成事務を行うが対象者の大半が高齢者であること、今後も助成団体の増加が見込まれることから、事務手続きの簡略化が必要と思われる。

ウ 地域交流活動助成金

(単位：千円)

		26 年度	27 年度 (B)	28 年度 (A)	増減額 (A) - (B)
収入	市補助金	13,955	15,745	17,444	1,699
支出	活動助成金	13,955	15,745	17,444	1,699

(ア) 補助金の目的・概要

集会所や公民館などを利用して誰もが気軽に集まり交流することで助け合い・支え合いの地域づくりを進めることを目的として、地域の茶の間の運営団体を支援するため市社協が交付する助成金を市が助成するものである。

地域の茶の間の設置数は年々伸びているものの各団体の開催頻度は月 1～2 回と少ないものが多い。そのため市は平成 29 年度から、要綱改正により「地域の茶の間助成事業」へ移行し、助け合い・支え合いの促進や介護予防といった視点から開催頻度を上げるための取り組みとして、地域の茶の間を週 1 回以上開催する団体への助成制度を新設するなど助成内容を拡充している。

年度	助成額
平成 28 年度 まで	1 か月上旬 2,500 円×開催月数 ※多世代交流を実施する団体は上限 10,000 円
平成 29 年度 以降	(1) 市から市社協への助成 ・月 1 回以上：2,500 円×開催月数 ・月 2 回以上：5,000 円×開催月数 (2) 市から活動団体への助成 ・週 1 回以上：20,000 円×開催月数（＋初期費用上限 200,000 円）

＜地域の茶の間設置数の推移＞

（単位：件）

26 年度	27 年度	28 年度
437	445	451

(イ) 補助対象経費

運営団体の事業経費（報償費・消耗品費・食糧費・印刷製本費・光熱水費・通信費・会場使用料等）

(ウ) 監査の結果

市社協及び市制度所管課の関係書類を閲覧した結果、概ね適正に処理されていた。ただし、地域の茶の間の開催頻度を上げるための取り組み状況について区社協にヒアリングを行ったところ、以下のような課題があることが分かった。

区社協では生活支援員が中心となって運営団体へ呼びかけを行っているものの、運営団体は年々スタッフが高齢化しているため、現状の月 1 回の開催でも精一杯であり、さらに回数を増やすのは困難であること、また後継者が見つからない状況では将来的に継続していけるか分からないなどの理由から開催回数を増やすことは難しい状況にあり、まずは現状の活動を継続させていくことを目標としている団体が多いとの意見が聞かれた。

また、敬老祝会助成事業と同様に対象者の大半が高齢者である中で申請書・実績報告書や領収書の提出など運営団体にとって事務負担が大きいこと、また区社協職員も運営団体への説明や相談等に時間を要し、多くの提出書類に修正の必要があることなどから助成事業に係る事務負担が大きいという声もあった。

助け合い・支え合いの促進や介護予防といった視点から開催頻度を上げるためには、敬老祝会助成事業と同様に高齢者がより運営しやすい地域の茶の間となるよう補助対象経費の見直しや助成申請、実績報告等の事務手続の簡略化等の検討も必要と思われる。

◆この項目のまとめ

- ・地域交流活動助成金は地域の茶の間の運営団体に市社協が交付する助成金を市が補助金として助成するものである。
- ・市は平成 29 年度から地域の茶の間の開催頻度を上げる取り組みとして助成内容を拡充している。
- ・関係書類を閲覧した結果、概ね適正に処理されていた。
- ・高齢者がより運営しやすい地域の茶の間となるよう補助対象経費の見直しや事務手続きの簡略化等の検討も必要と思われる。

エ 配食サービス運営事業補助金

(単位：千円)

		26 年度	27 年度 (B)	28 年度 (A)	増減額 (A) - (B)
収 入	合 計	636	636	632	△ 4
	市補助金	424	424	421	△ 3
	市社協の負担	212	212	211	△ 1
支 出	合 計	636	636	632	△ 4
	諸謝金	0	0	0	0
	需用費	521	436	565	129
	役務費	115	200	67	△133

(7) 補助金の目的・概要

在宅の高齢者に対し定期的に食事の提供と安否確認を行うことにより在宅生活を支援することを目的として、夕食宅配サービス事業者と利用者の仲介業務や事業普及のための後方事務などを行う市社協に対し、その費用の一部を市が助成するもので、平成 28 年度は費用の 3 分の 2 を補助金として支出している。

現在市が実施している配食サービスは以下のとおり 2 種類あるが、市社協の配食サービス運営事業は各区健康福祉課が実施する配食事業の対象外となる旧新潟市域（東区・中央区・西区）で行われている。

種類	対象地域	概要
市社協の配食サービス	旧市域（東区・中央区・西区）	・市社協が夕食宅配サービス事業者と利用者の仲介業務を行う。 ・市が市社協へ補助金として支出。 ・1食あたり利用者負担（720円）のみで、市負担はなし。
区健康福祉課の配食事業	北・江南・秋葉・南・西の一部・西蒲	・旧合併市町村が行っていたサービスで、区健康福祉課が業者と委託契約を締結し、配食サービスを行う。 ・介護保険サービスの一種で特別会計より支出。 ・各区によって配食の回数や利用者負担・市負担額などサービスの内容が異なる。 ・1食あたり利用者負担分（300円～400円）と市負担分（委託料 250円～500円）がある。

＜実績推移＞

（単位：件）

	26年度	27年度	28年度
年間利用者数実績	49	41	32
年間延べ配食サービス数	9,082	7,816	6,575

（イ） 補助対象経費

事業費（消耗品費・通信費・講師謝礼等）

（ウ） 監査の結果

市社協及び市制度所管課の関係書類を閲覧した結果、概ね適正に処理されていた。なお、この事業は年間利用者数及び配食サービス数が年々減少傾向にあること、また配食サービスの民間市場等が充分発達しているため当事業の必要性が低下していると判断し、市社協から市への申し出により平成29年度で終了する予定である。

◆この項目のまとめ

- ・配食サービス運営事業補助金は夕食宅配サービス事業者と利用者の仲介業務や事業普及のための後方事務を行う市社協へ費用の一部を市が補助金として助成するものである。
- ・関係書類を閲覧した結果、概ね適正に処理されていた。
- ・年間利用者数、配食サービス数が減少していること、民間市場等が充分発達していることから、平成29年度で事業を終了する予定である。

オ 日常生活自立支援事業

(単位：千円)

		26 年度	27 年度 (B)	28 年度 (A)	増減額 (A) - (B)
収 入	合 計	46,433	42,999	46,319	3,320
	市補助金	44,001	40,340	43,671	3,331
	(うち国補助)	0	19,747	20,386	639
	事業収入(利用料)	2,073	2,155	2,186	31
	講師謝礼等	33	19	36	17
	市社協の負担	326	485	426	△59
支 出	合 計	46,433	42,999	46,319	3,320
	人件費	40,024	37,275	40,786	3,511
	事業費	6,334	5,667	5,477	△190
	事務費	75	58	56	△2

(7) 補助金の目的・概要

認知症の高齢者、知的障がい者や精神障がい者等で判断能力が不十分な人が地域において自立した生活を送ることを目的として、日常生活自立支援事業を実施する市社協に対し市が運営費の補助を行うものである。

日常生活自立支援事業は市社協が実施主体となり、福祉サービスを利用する際の相談や手続きの援助、病院の医療費や公共料金の支払いなどの日常的な金銭管理、通帳や不動産権利証、実印など貴重品の預かりなど日常生活を送る上で必要な支援を行うものである。国の補助制度が適用されるため、市補助金のうち 2 分の 1 程度は国からの補助金で賄われている。

<年間契約者数の実績推移>

(単位：人)

26 年度	27 年度	28 年度
298	312	314

<区社協別実利用者数並びに生活支援員数>

(単位：人)

	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	合計
実利用者数 (A)	24	125	57	19	30	9	35	15	314
生活支援員数 (B)	16	33	46	11	24	7	39	14	190
生活支援員 1 人に対する実利用者数 (A/B)	1.8	3.8	1.2	1.7	1.3	1.3	0.9	1.1	1.7

(市社協 HP より)

＜支援サービスの内容と取扱件数（定期訪問）＞

（単位：件）

提供するサービス	内 容	延べ取扱件数		
		26 年度	27 年度	28 年度
福祉サービスの利用援助	福祉サービス利用手続き等の援助	4,618	4,994	5,251
日常的な金銭管理サービス	預貯金の引き出しや公共料金の支払い	4,187	4,479	4,629
書類等の預かりサービス	通帳、不動産権利証、実印等の財産を銀行の貸金庫に保管	83	102	80

（市社協 HP より）

（イ） 補助対象経費

人件費（正職員 2 名、嘱託 7 名の給料や生活支援員手当等）・事業費（生活支援員活動旅費等）・事務費

（ウ） 監査の結果

市社協及び市制度所管課の関係書類を閲覧した結果、概ね適正に処理されていたが、以下のような課題があることが分かった。

この事業の利用者数や支援サービスの取扱件数は全体として年々増加しているが、生活支援員 1 人に対する実利用者数は各区によって差があり、最も多い東区では 3.8 人と突出しており、西区は 0.9 人と最も少ない。東区の利用者が多い要因について市社協へヒアリングしたところ、同区内に複数の福祉作業所や精神病院等医療施設が設置されていることの影響も考えられるほか、東区役所に福祉担当課と区社協、障がい者基幹相談支援センターが同居していることで連携して相談しやすい環境にあることが利用者の増加に繋がっていることも挙げられた。また、生活支援員の交通費は利用者側の負担となることから、生活支援員は利用者と同区に居住していることを原則としているため、市内において生活支援員が横断的に活動することは難しく、結果として東区的生活支援員の不足に繋がっている。そのため、市社協では随時市報や市社協のホームページで生活支援員の募集を行うとともに、1 人の生活支援員が複数の利用者を担当することで対応しているため、現在は生活支援員の不足による利用待機者は発生していないことを確認した。

高齢化による単身高齢者世帯が年々増加していることから、今後も利用者数や支援サービスの取扱い件数が増加していくことが予測される。生活支援員の成り手不足によって利用待機者が発生することがないように引き続き生活支援員の確保が必要と思われる。

◆この項目のまとめ

- ・日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう支援活動を行う市社協に対し市が運営費の補助を行うものである。
- ・市補助金のうち2分の1程度は国補助金が交付されている。
- ・関係書類を閲覧した結果、概ね適正に処理されていた。
- ・生活支援員1人に対する実利用者数は各区によって差がある。
- ・今後も利用者数や支援サービス取扱い件数の増加が見込まれるため、引き続き生活支援員の確保が必要と思われる。

カ 法人後見事業補助金

(単位：千円)

		26 年度	27 年度 (B)	28 年度 (A)	増減額 (A) - (B)
収 入	合 計	7,249	11,464	14,305	2,841
	市補助金	6,338	7,290	9,461	2,171
	(うち国補助)	3,370	3,192	7,095	3,903
	事業収入 (後見報酬)	911	4,082	4,717	635
	雑収入	0	92	10	△82
	市社協の負担	0	0	118	118
支 出	合 計	7249	11,464	14,305	2,841
	人件費	5,633	8,015	11,044	3,029
	事業費	1,616	3,449	3,261	△188

(7) 補助金の目的・概要

親族による成年後見の困難な方(被後見人)との契約に基づき金銭管理や身上支援し、権利を擁護することを目的として法人後見事業を行う市社協に対し市が事業費の補助を行う。

国と県の補助制度が適用されるため、市補助金のうち2分の1は国からの補助金、4分の1が県からの補助金が交付されている。平成28年度の補助金が前年度に比べ217万円増となった主な要因は、法人後見事業と受託事業である成年後見支援センター事業に係る人員配置を見直したことによるものである。

親族等による成年後見の困難な高齢者、知的障がい者、精神障がい者等からの成年後見への需要が増えていることから法人後見受任件数が年々増加している。少子高齢化に伴い今後も受任件数の増加が予測されることからそれに伴い後見報酬は増加し、補助額は減少する見込みである。

＜法人後見受任件数の実績推移＞

(単位：件)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
14	25	36

(イ) 補助対象経費

人件費（正職員 1 人・嘱託 2 人）、事業費（後見支援員の活動旅費等）、事務費（後見支援員手当、保険料等）

(ウ) 監査結果

市社協及び市制度所管課の関係書類を閲覧した結果、概ね適正に処理されていた。

◆この項目のまとめ

- ・法人後見事業補助金は、親族による成年後見の困難な方（被後見人）の金銭管理や身上支援することで権利を擁護する法人後見事業を行う市社協に対し、市が事業費の補助を行うものである。
- ・市補助金のうち 2 分の 1 は国補助金、4 分の 1 は県補助金が交付されている。
- ・関係書類を閲覧した結果、概ね適正に処理されていた。

キ 子育てワンストップ事業費補助金

(単位：千円)

		26 年度	27 年度 (B)	28 年度 (A)	増減額 (A) - (B)
収入	合 計	9,145	9,144	8,150	△994
	市補助金	9,105	9,105	8,150	△955
	雑収入	40	39	0	△39
支出	合 計	9,145	9,144	8,150	△994
	人件費	5,474	5,464	5,554	90
	事務費	10	38	11	△27
	事業費	3,661	3,642	2,585	△1,057

(7) 補助金の目的・概要

子育て支援サービスに関する市民の相談窓口を一本化することで利便性を向上させるとともに、既存のサービスの有効活用を図ることを目的として「子育てなんでも相談センターきらきら」を運営する市社協に対し市が運営費の補助を行うものである。

「子育てなんでも相談センターきらきら」は子どもの年齢制限を設けず、相談内容も特化せず、誰もが気軽に相談できるワンストップ型相談窓口センターやサイトの開設・

運営等を行っている。市社協、子育て団体や NPO、行政とのネットワークに基づく総合的なワンストップサービスを展開するこの事業は開設当初全国的にも先駆的な取り組みとして評価されている。

＜相談対応件数の実績推移＞

(単位：件)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1,580	1,627	2,079

＜こどもの年齢別、受付状況（総数 2,079 件）＞

(単位：件)

	乳幼児	小学生	中学生	高校生	専門学校 ・短大・大学生	その他
受付件数	1,392	284	216	47	82	58

(市社協「子育てなんでも相談センターきらきら業務概要平成 28 年度版」より)

＜主訴別受付状況（総数 2,079 件）＞

(単位：件)

	悩み・不安・苛立ち	育児方法	医療・保健・健康	発育・発達・性格・行動	子育て情報	その他
受付件数	1,154	314	194	174	167	76

(市社協「子育てなんでも相談センターきらきら業務概要平成 28 年度版」より)

(イ) 補助対象経費

人件費（嘱託 2 人）・事業費（サイト運営、相談システム管理、広報費、人材育成費、消耗品費等）

(ウ) 監査の結果

市社協及び市制度所管課の関係書類を閲覧した結果、概ね適正に処理されていた。

センターの認知率は開設当初である平成 23 年度は 14.5%だったが、平成 28 年度は 29.7%と約 2 倍に上昇している。要因について市制度所管課へ確認したところ、市民を対象としたセミナーの開催や新潟市内の各小・中学校へのきらきらポケットカードの配布、母子手帳交付時や乳児訪問時のリーフレットの配布など広報活動の積極的な取り組みの効果と推測されるとのことだった。

相談対応件数も年々増加し、子どもの年齢や相談内容も多様化していることから、子育てに関する相談窓口として市民ニーズの高い事業である。誰もが気軽に利用できる相談窓口として今後も継続していくため、引き続き他団体と連携して総合相談機能、コーディネーター機能、情報共有機能などの役割を担うことが必要と思われる。

◆この項目のまとめ

- ・子育てワンストップ事業費補助金は、「子育てなんでも相談センターきらきら」を運営する市社協に対し市が運営費の補助を行うものである。
- ・関係書類を閲覧した結果、概ね適正に処理されていた。
- ・相談対応件数も年々増加し、子どもの年齢や相談内容も多様化し、子育てに関する相談窓口として市民ニーズの高い事業である。
- ・誰もが気軽に利用できる相談窓口として今後も継続していくため、引き続き他団体と連携して総合相談機能、コーディネーター機能、情報共有機能などの役割を担うことが必要と思われる。

ク 新潟市地域活動支援センター事業補助金

(単位：千円)

		26 年度	27 年度 (B)	28 年度 (A)	増減額 (A) - (B)
収 入	市補助金	27,769	32,075	31,118	△957
	利用者負担金	1,570	1,417	2,014	597
	利用者負担金軽減額	16	16	20	4
	その他雑収入	47	1	21	20
	合 計	29,772	33,492	33,172	△320
支 出	人件費	25,698	27,407	32,212	4,805
	事業費	17,022	13,110	12,505	△605
	事務費	91	78	71	△7
	退職金積立分	249	0	0	0
	合 計	43,060	40,595	44,788	4,193
収支差額		△13,288	△7,103	△11,616	△4,513

(ア) 補助金の目的・概要

障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的として、地域活動支援センターⅡ型施設に該当する障がい者デイサポートセンター明日葉（以下「明日葉」という。）を運営する市社協に対し市が運営費の一部補助を行うものである。

明日葉では障がい者が通所により特殊浴槽での入浴、食事、プール活動や外出などの機能訓練や創作活動等を行っている。指定管理者施設であるものの指定管理料としての支出はなく、市要綱に基づき補助金と利用者負担額で運営されている。

補助額は補助基準額である「実利用日数×基準単価（利用者の障がい程度及び利用時間によって変動する。1人当たり 1,570 円～7,520 円）」から利用者負担相当額を除いた額としている。

(イ) 補助対象経費

人件費（正職員 1 名・嘱託 1 名・臨時 11 名）・事業費（光熱水費・賃借料・委託料等）・事務費

(ウ) 監査結果

明日葉の主な収入は補助金と利用者負担額であり、毎年 700 万円から 1,000 万円超の赤字が続いており、経営は厳しい状況にある。収支差額の不足分については市社協の介護事業拠点区分の障がい者総合支援事業の中の他事業の黒字により赤字を解消している。

市社協へのヒアリングで赤字の主な要因を確認したところ、送迎や特殊浴槽での入浴介助に必要な人員を配置しているためとのことであった。地域活動支援センターⅡ型の施設で明日葉のような送迎や特殊浴槽での入浴介助を行う事業者は全国的にも珍しく、利用者全員への週 3 回の入浴介助がなされ、他施設と比較すると手厚いサービスとなっていることが分かった。

一方、利用者は重度の身体障がい者が多く、送迎や入浴には複数の職員による介助が必要であり、今後もこれまで通りのサービス水準を維持していくためには職員数を削減することは難しいとの意見も聞かれた。

また、明日葉への市からの支援状況などについて調べたところ、概ね以下のとおりであった。

- ・平成 14 年度以前は、障害者福祉制度の中で身体障がい者デイサービスセンターとして市が（財）市福祉公社（以下「福祉公社」という。）へ管理運営業務を委託し、管理委託料を支出していた。
- ・平成 15 年度に障害者福祉制度の改正があり、従来の「措置制度」から「支援費制度」へ移行したことから、支援費を受けるための要件として公設民営の形態をとることが必要となり、新潟市総合福祉会館条例から障害者デイサービスを切り離し、新潟市障がい者デイサービスセンター条例を制定し、福祉公社は公設民営の指定デイサービス事業者として事業を開始した。これにより、市は福祉公社の明日葉に対し管理委託料ではなく支援費という形で運営費を支出することとなった。
- ・平成 17 年度に福祉公社と市社協が合併した。
- ・平成 18 年度に指定管理者制度導入により、市は市社協を非公募で指定したものの、市から市社協の明日葉に対する支出はこれまでと同様に支援費のみで指定管理料の支出は行われなかった。
- ・平成 18 年 10 月には障害者自立支援法の施行により支援費制度は廃止され、その後市町村事業として地域活動支援センターⅡ型へと移行し、市要綱に基づき市から市社協の明日葉に対する支出は民間事業者に準じ補助金での支出となった。

平成 18 年度の指定管理者制度導入時から市社協は市に対して、明日葉の運営には人手

が必要なことから経営状況の（慢性的な）赤字体質について訴えていたが、当時は老人デイサービスなどの介護事業の黒字により明日葉の赤字を解消できるとの考え方もあり、抜本的な解決方法は示されなかった。平成 26 年度以降は介護事業も赤字となり、市社協の経営は極めて厳しい状況となったものの市と市社協の間では解決策について具体的な協議は行われなかった。

市は財政難の状況で赤字補てんのための予算投入の是非、地域活動支援センターを運営する他事業者との平等性やサービス水準の妥当性等の検討の余地などの理由から市社協自らの経営努力で明日葉の問題を解決すべきとしているが、そもそも明日葉は市の条例に基づき設置された施設であり、また平成 18 年度以降は市の指定管理施設であることから、市社協の問題としてとらえるのではなく、説明責任も意識しながら市自らの問題としても認識すべきである。サービスが手厚いという考えもあることから、まずはサービス水準の妥当性を検討し、その検討を基に今後これまでのサービス水準を維持するのであれば補助額では不足する分を指定管理料として補填すべきであり、指定管理料として補填できないのであれば、サービス水準を下げることにについて市の責任を念頭に置きながら利用者に理解を求めていく必要がある。

一方、市は同じ総合福祉会館内にある障がい者福祉センターや老人福祉センターの管理運営業務について市社協へ業務委託しているが、プール監視や介護等の業務を明日葉を含む 3 事業で兼務する職員が多く、各事業で本来必要とされている人件費の額が見えにくい状況にある。このため、市が各事業へ支出している補助金や委託料の額が適正かどうかについても改めて精査する必要があると思われる。

指定管理者の更新が平成 31 年度に行われる。明日葉の厳しい経営状況を改善するためには、市は不足分について指定管理料を支払う必要がないのか、明日葉のサービス水準を維持すべきか、他に改善策はないのかなど市と市社協で積極的な意見交換や情報共有を図るべきである。

◆この項目のまとめ

- ・地域活動支援センターⅡ型施設運営費補助金は明日葉を運営する市社協に対し市が運営費の一部を補助するものである。
- ・明日葉は市の指定管理者施設だが補助金と利用者負担額で運営され、不足分は市社協が負担している。
- ・明日葉は毎年多額の赤字が継続し経営は極めて厳しい状況にあるが、市と市社協の間で解決策について具体的な協議は行われてこなかった。
- ・明日葉は市の条例に基づき設置された施設であり、市の指定管理施設であることから、市社協の問題としてとらえるのではなく、説明責任も意識しながら市自らの問題としても認識すべきである。
- ・サービス水準の妥当性を検討し、サービス水準を維持するのであれば補助額の不足分を指定管理料として補填すべきであり、指定管理料として補填できないのであれば、サービス水準を下げることにについて市の責任を念頭におきながら利用者に理解を求めていく必要がある。
- ・厳しい経営状況を改善するためには、平成 31 年度の指定管理者の更新に向けて、市と市社協で積極的な意見交換や情報共有を図るべきである。

(3) 指定管理の状況

ア 新潟市総合福祉会館

(7) 施設の利用状況及び事業活動収支の状況

障がい者や高齢者をはじめ市民が福祉活動に積極的に参加することのできる拠点施設として平成 11 年 3 月に開館し、18 年が経過している。利用状況について、貸室数は増加傾向にあるが、利用人数は減少している。しかし、福祉団体やボランティア団体等が団体登録して利用しているため、著しい増減はなく安定した利用状況にある。

事業活動収支についても、過去 3 年間で増減はあまり見受けられない。

施設規模の割に人件費が少ないため状況を確認したところ、社会福祉研修センターで勤務する非常勤嘱託職員 1 名の人件費が充てられており、入組みがあった。指定管理業務を行っている正職員は、新潟市老人福祉センターの業務も担当しており、人件費全額が新潟市老人福祉センターの委託料に充てられていた。また、業務仕様書には「防火管理者の資格を有している職員の履歴書の写し及び資格取得一覧資料を提出して、市の承認を受ける」旨の記載があるが、市の承認を受けていなかった。仕様書に定められた手続きを実施するとともに、人件費について適正に計上した内容で市へ報告されたい。

次に、過去 2 年間 1,000 万円を超えて支出している修繕費について、状況を確認した。リスク分担では 100 万円未満の修繕は指定管理者が負担することとされている。新潟市障がい者デイサポートセンターの GHP 修理が、新潟市総合福祉会館の業務報告書に記載されていたため状況を確認したところ、館全体にかかる空調設備、共通使用箇所は新潟市総合福祉会館の指定管理料で修繕していることを確認した。

条例で障がい者、60 歳以上の者、福祉関係団体などを施設利用者の範囲として定め、営利、宣伝又は営業上の目的での利用以外は無料としていることもあり、同じ利用者が会議室などを利用する場合、新潟市総合福祉会館では無料、公民館やコミュニティセンターでは有料の場合も考えられる。

施設の設置目的により、条例に基づく料金の取扱い異なるが、他の公共施設とのバランスを意識し、新潟市総合福祉会館の設置目的に沿った利用になっているかを常に認識しながら業務を行う必要がある。

◆ この項目のまとめ

- ・ 指定管理業務を行っている職員に人件費が充てられず、別の職員に充てられていた。
- ・ 職員の配置について、業務仕様書に記載された手続きが実施されていなかった。
- ・ 条例で障がい者、60 歳以上の者、福祉関係団体は無料としているが、公民館やコミュニティセンター等、他の公共施設とのバランスを意識し、新潟市総合福祉会館の設置目的に沿った利用になっているかを常に認識しながら業務を行う必要がある。

施設の利用状況及び事業活動収支の状況の年度別推移は、次表のとおりである。

a 利用状況

(単位:人)

		平成26年度	平成27年度 (B)	平成28年度 (A)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
貸室	利用団体数	8,656	8,532	8,641	109	1.28
	貸室数	13,983	14,138	14,259	121	0.86
	利用人数	182,852	180,019	178,054	△ 1,965	△ 1.09
福祉センター等利用人数		44,739	47,631	47,358	△ 273	△ 0.57
会館利用人数合計		227,591	227,650	225,412	△ 2,238	△ 0.98

b 事業活動収支

(単位:千円)

		平成26年度	平成27年度 (B)	平成28年度 (A)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
収入	指定管理料	115,350	115,477	115,469	△ 8	△ 0.0
	事業費収入	615	555	607	52	9.4
	雑収入	695	654	569	△ 85	△ 13.0
収入合計		116,660	116,687	116,644	△ 43	△ 0.0
支出	人件費	1,744	1,722	1,736	14	0.8
	事務費	6	6	7	1	16.7
	事業費	114,294	114,402	114,294	△ 108	△ 0.1
	会計単位間繰入金支出	615	555	607	52	9.4
支出合計		116,660	116,687	116,644	△ 43	△ 0.0
収支差額		0	0	0	0	—

(イ) 管理運営状況

現地監査したところ、修繕等がなされていない箇所があった。開館してから18年経過しているため経年劣化により、床や壁紙が剥がれている、非常口は1か所建付けが悪い、多目的ホールのカギが壊れているなど、修繕が必要な箇所が複数見受けられた。また、椅子は汚れが目立ちクッションが薄くなっていたが、市社協が新規購入し、順次入替えを行っていることを確認した。市所管課は現況を把握し、必要な指導等を行うべきである。

また、会議室・通路等の壁面に破損があり、破損箇所が修理されていない状態も見受けられた。職員が定期的に本施設内を巡回するなどの体制が整備されていないことがヒアリングにより確認された。

市社協の書類を監査したところ、月報について、協定書第17条には3カ月毎に提出する旨の規定があるが、全てまとめて年度末に起案し、同日決裁となっていた。協定書の規定を遵守されたい。また、市所管課は、月報等により業務履行を確認する必要があるため、催促するなど必要な対応をとられたい。

廃棄物処理業務については、市社協から業者に委託しているが、処分業務について、業者から別の業者にさらに委託されていた。産業廃棄物処理法では、産業廃棄物の排出事業

者は、処理を自らの責任において、自ら又は許可業者に委託して行わなければならない、「収集運搬業者」と「処分業者」のそれぞれと委託契約を締結する必要がある。再々委託は認められないため、実施可能な業者に委託する必要がある。

自動販売機については、自主事業として設置されているが、自主事業に関する申請がなく、市所管課による承認がなされておらず、収支についても、自主事業と指定管理業務を分けて管理していなかった。また、市所管課は、行政財産使用許可としてではなく、貸付で処理すべきであった。

また、備品について、協定書に添付すべき備品一覧が添付されていない上に、備品台帳が更新されておらず、備品に備品番号整理票（以下「備品シール」という。）の貼付のないものが散見された。市所管課及び市社協において、備品一覧及び備品シールにより備品の確認を実施し、適正に管理すべきである。

◆ この項目のまとめ

- ・修繕等がなされていない箇所があった。
市所管課は現況を把握し、必要な指導等を行うべきである。
- ・指定管理者が定期的に本施設内を巡回するなどの体制が整備されておらず、利用者による施設の破損があっても、いつ誰が破損したか判別できない。
- ・月報が1年分まとめて提出されていた。
- ・廃棄物処分業務が再々委託されていた。再々委託は認められないため、実施可能な業者に委託する必要がある。
- ・自主事業について、申請がなく、市所管課による承認がなされていなかった。収支も、自主事業と指定管理業務を分けて管理していなかった。
- ・備品が適正に管理されていなかった。

イ 新潟市障がい者デイサポートセンター

(7) 施設の利用状況及び事業活動収支の状況

障がい者の自立の促進、生活の改善、機能の維持向上等を図ることを目的とした地域活動支援センター事業施設として、新潟市総合福祉会館内に平成15年4月に設置された。

利用状況について、1日当たりの定員15名のところ15名前後が利用している。職員へのヒアリングでは、定員15名だが16～18名受け入れ可能であり、遠方にも送迎に行き、受け入れ可能な状態まで受け入れていることを確認した。

この事業は、利用者負担と市からの補助金で運営されており、指定管理料は支払われていない。指定管理者制度導入の平成18年度以降、毎年度1,000万円前後の赤字が継続している。

平成27年度と平成28年度を比較すると、利用者数は微減で、市補助金は減少している。一方、人件費が増加しているため、赤字額が多くなっている。赤字については、市社協が運営するようになった平成17年度以降毎年継続して発生しているが、市からは、市社協の介護事業の黒字分で吸収できるとの考えから、赤字の解消に対して抜本的な解決方法を示してこなかった。

この状況について、市社協へヒアリングした内容は補助金の監査結果で述べたとおりであり、平成31年度の指定替えまでに、指定管理料を支払う必要はないか、改善策はないかなど、市社協と市所管課とで意見交換や情報共有を積極的に図る必要がある。

◆ この項目のまとめ

- ・指定管理料はなく、利用者負担と市からの補助金で運営されているが、1,000万円前後の赤字が長年継続している。
- ・平成31年度の指定替えまでに、赤字解消の解決策について、市社協と市所管課とで意見交換や情報共有を積極的に図る必要がある。

施設の利用状況の年度別推移は、次表のとおりである。

a 利用状況

(単位: 人)

	平成26年度	平成27年度 (B)	平成28年度 (A)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
実人数	480	544	539	△ 5	△ 0.92
延べ人数	3,910	4,582	4,446	△ 136	△ 2.97
1日当たり利用者数	13.0	15.3	14.9	△ 0	△ 2.61

(イ) 管理運営状況

現地監査したところ、修繕等がなされていない箇所があった。経年劣化により、障がい者浴室においては、壁面のタイルは一部剥がれ、床の目地は削れている状況が見受けられた。また、通路の壁面に穴が開いていたが、破損箇所が放置されていた。

備品の管理状況を確認したところ、平成 23 年 1 月現在の備品一覧表はあったが、更新されておらず、現況の備品一覧表はなかった。備品シールについても、テレビ及びベッドなどに貼付はなく、事務室の机には、平成 20 年度以前に使用されていた旧備品シールが貼付されたままで、更新されていなかった。福祉公社として施設管理していた時から、市と福祉公社のどちらの備品であるか不明という状態であった。備品は市の大切な財産であり、亡失や盗難などを防ぐ観点からも、適切に管理されるべきである。

◆ この項目のまとめ

- ・ 修繕等がなされていない箇所があった。
- ・ 備品が適正に管理されていなかった。

ウ 新潟市ひまわりクラブ

(7) 施設の利用状況及び事業活動収支の状況

就労等により昼間保護者のいない家庭の児童の健全な育成を図ることを目的に設置された施設である。

放課後児童健全育成事業は、平成 5 年に市から福祉公社に委託された。福祉公社は、平成 17 年 4 月に市社協に統合された。平成 18 年 4 月より指定管理者制度が導入された際に、新潟市ひまわりクラブについては、市社協が非公募で指定管理者に選定され、以後、市社協による指定管理が長く続いてきた。

その後、平成 26 年度からは地域コミュニティ協議会が非公募で指定管理者に選定され、平成 28 年度からは公募による選定も始まるなど、市社協以外の団体が指定管理者になる施設も増えてきている。平成 28 年度では、市社協が 73 クラブ 109 施設を、その他の団体が 9 クラブ 14 施設を管理運営している。

平成28年度 新潟市ひまわりクラブ指定管理者

指定管理者	クラブ数	施設数	備考
市社協	73	109	
山の下地区コミュニティ協議会	1	1	山の下ひまわりクラブ
特定非営利活動法人 新潟市木戸地域コミュニティ協議会 木戸ひまわりクラブ運営委員会	1	2	木戸ひまわりクラブ
社会福祉法人 下山福祉会	1	2	下山ひまわりクラブ
新潟県ビル管理協同組合	4	6	両川ひまわりクラブ 東曾野木ひまわりクラブ 横越ひまわりクラブ 西内野ひまわりクラブ
特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	1	2	白根ひまわりクラブ
社会福祉法人 新潟南福祉会	1	1	潟東ひまわりクラブ
合 計	82	123	

※平成28年5月1日現在

平成28年度の指定替えにより、市社協が管理するクラブ数は減少した。平成28年度決算を平成27年度決算と比較すると、指定管理料及び人件費は減少した一方で、事務費及び事業費は増加している。事務費では消耗品費及び光熱水費が、事業費では委託料が増加している。この理由としては、児童数が増加しているクラブについて、1施設で管理していたものを2施設に分割するなど、1人当たり面積の狭隘化解消のための整備を毎年行っているため、クラブ数は減少したが施設数が増加したためであることを確認した。

平成28年度の使用料は月6,900円で市の歳入となり、別途、クラブ活動費（月2,000円程度）が指定管理者により徴収されている。指定管理者は指定管理料とクラブ活動費で施設を管理運営している。

平成28年度は1,834万円の収支差額が発生し、次年度繰越金とされていた。市社協からのヒアリングにより、支援員が必要であるが募集をかけても集まらず、市所管課との協議で障がい児加配の支援員等の代替により運用で対処したことによる人件費の残など収支差額が発生したことを確認した。さらに、詳細を調べたところ、支援員の賃金改定のために付いた予算4,417万円について、約2,600万円が賃金改定以外に使用され、1,834万円が執行残となっていたことが判明した。

平成28年度の指定替時に、市所管課は応募がなかった16クラブについて、市社協に引き受けるように依頼したが、「賃金が安く支援員が集まらない状況では、待機児童を出すことになる。」と言われた。待機児童が出ることを防ぐため、処遇改善に向けて費用を付けることとし、市社協から運営経費の不足など要求があり、配分については市社協が決めることに落ち着いた。上述の約2,600万円の使途の内訳は、市社協の事務局体制強化等に965万円、支援員処遇改善（一時的な改善）に772万円、補助員の通勤手当支給基準改定に463万円、施設管理経費に387万円などであり、支援員の賃金改定は実施されなかった。執行残の内、1,064万円については、平成28年度の工事費であり、年度内に工事完了となり経費執行する予定であったが、年度末の3月に工事完了が次年度まで延長となったことから、当該工事の工事費の財源として繰り越したものである。770万円については、指定管理期間の安定的な運営費に備え、現行を維持する財源（支援員の処遇改善等）として繰り越したものである。

支援員確保のための処遇改善に向けた予算について、使途を変更するのであれば、意思決定するにあたり組織として必要な手続きが必要ではなかったか。現に、平成29年度に改めて賃金改定などの処遇改善を要求した予算編成時に、財務担当課などが当該事実を知らなかった。

なお、平成29年度は、国のキャリアアップ処遇改善に加え、平成28年度に行うはずであったものも含め賃金改定にかかる予算が付き、市社協は賃金改定した。

指定管理の場合は、指定管理者がやるべき業務を遂行した上で、ノウハウ等により収支差額が発生したものについては、精算する必要はないと考えるが、市の財政状況が厳しい中、1,800万円も収支差額を指定管理者の収益とすることは避けるべきではないかと思われる。支援員が不足することによって指定管理料に余剰が生じた場合の取扱いについて、市所管課と指定管理者とで予め協議しておく必要がある。

◆ この項目のまとめ

- ・支援員について、募集をかけても集まらないため、指定管理者は、市所管課とも協議の上、配置基準を満たすように支援員を運用で配置し対応している。
- ・支援員確保のための処遇改善に向けた予算について、使途を変更するのであれば、意思決定するにあたり組織として必要な手続きが必要ではなかったか。
- ・支援員が不足することによって指定管理料に余剰が生じた場合の取扱いについて、市所管課と指定管理者とで予め協議しておく必要がある。

施設の利用状況及び事業活動収支の状況の年度別推移は、次表のとおりである。

a 利用状況

(単位:人)

	平成26年度	平成27年度 (B)	平成28年度 (A)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
クラブ数	78	80	73	△ 7	△ 8.75
施設数	101	108	109	1	0.93
児童数(単位:人)	5,695	6,216	5,981	△ 235	△ 3.78

※各年度5月1日現在

※平成28年度から公募による指定管理(一部非公募)

b 事業活動収支

(単位:千円)

		平成26年度	平成27年度 (B)	平成28年度 (A)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
収入	指定管理料	1,112,227	1,216,536	1,199,847	△ 16,689	△ 1.37
	雑収入	0	131	0	△ 131	△ 100.00
収入合計		1,112,227	1,216,667	1,199,847	△ 16,820	△ 1.38
支出	人件費	976,182	1,059,235	1,013,668	△ 45,567	△ 4.30
	事務費	78,485	121,454	130,055	8,601	7.08
	事業費	57,561	35,979	37,784	1,805	5.02
支出合計		1,112,227	1,216,667	1,181,507	△ 35,160	△ 2.89
収支差額		0	0	18,340	18,340	—

※平成28年度から「おやつ代及びクラブ活動費等の徴収」を指定管理業務に追加しているが、過去3年を同一条件で比較するため掲載していない。

(イ) 管理運営の状況

指定管理者へのヒアリングにより、支援員について、募集をかけても集まらず、苦慮していることを確認した。配置基準を満たすように日々支援員を運用で配置し対応しており、児童の健全育成を図るために、支援員不足の解消が課題である。

また、本市所有と思われる備品について、本市の備品台帳に登録されておらず、備品シールが貼付されていなかった。協定書（仕様書）には、備品について、指定管理者は備品台帳により数量管理を行うこと、購入及び廃棄等、異動が生じた場合には、市に報告することなど定められている。しかし、指定管理者は、市へ異動の報告をしておらず、また、備品一覧等を作成していなかった。

指定管理者が行う業務には、施設管理業務（施設の維持管理など）があり、業務仕様書にも、施設や設備の維持管理のほか、衛生管理、機械設備の保守点検、消防設備点検などについて記載されている。しかし、月報等には、児童数及び支援員数などの報告はあるが、施設及び設備の維持管理に関する報告が見受けられなかった。児童が安心安全に過ごせる環境を維持するためにも、市所管課によるモニタリングが重要であり、履行を確認する体制について検討されたい。

◆ この項目のまとめ

- ・ 支援員について、募集をかけても集まらず、指定管理者は苦慮している。
市所管課とも協議の上、配置基準を満たすように日々支援員を運用で配置し対応しており、児童の健全育成を図るために、支援員不足の解消が課題である。
- ・ 備品が適正に管理されていなかった。
- ・ 月報等に、施設及び設備の維持管理に関する報告が見受けられなかった。児童が安心安全に過ごせる環境を維持するためにも、市所管課によるモニタリングが重要であり、履行を確認する体制について検討されたい。

(ウ) 支援員の処遇改善に向けた対応

新潟市ひまわりクラブで働く方々の今後の処遇改善について、市社協及び市所管課に確認した。

市社協は、現行の処遇では職員募集をかけても集まらず、支援員退職の理由として経済的な理由での転職が半数を占めており、職員のモチベーションを高める上でも処遇改善が必要であるため、市所管課へ引き続き処遇改善についてお願いしていきたいと考えていることを確認した。

市所管課としても、支援員等の給与水準は他政令市と比較しても低い水準となっており、支援員不足解消のためにも引き続き処遇改善を行う必要があると考えていることを確認した。

支援員等の給与水準について、政令市比較及び県内 20 市比較した表は次頁以降のとおりである。一時金や通勤手当の支給の有無等を加味していないため、単純比較はできないが、賃金改定された平成 29 年度は、平成 28 年度と比べると改善が見られるが、依然として中位より下位に位置している。特に、支援員の政令市比較では、下位に位置している。支援員不足解消は、市及び市社協にとって課題であることから、支援員不足解消に向けた改善策として処遇改善について取り組む必要がある。

○放課後児童クラブ支援員待遇

政令市比較(時給)

平成28年度

順位	政令指定都市			
	支援員		補助支援員	
1位	名古屋市	1,844円	名古屋市	1,480円
2位	福岡市	1,707円	北九州市	1,040円
3位	横浜市	1,600円	福岡市	1,003円
4位	札幌市	1,512円	仙台市	1,000円
5位	浜松市	1,240円	千葉市	960円
6位	広島市	1,187円	静岡市	912円
7位	大阪市	1,138円	川崎市	907円
8位	千葉市	1,132円	相模原市	890円
9位	仙台市	1,116円	大阪市	870円
10位	北九州市	1,100円	横浜市	868円
11位	岡山市	1,060円	浜松市	868円
12位	相模原市	1,000円	札幌市	860円
13位	静岡市	979円	熊本市	850円
14位	川崎市	957円	京都市	800円
15位	熊本市	950円	神戸市	800円
16位	神戸市	920円	新潟市	760円
17位	京都市	898円	さいたま市	各クラブで 設定
18位	新潟市	851円	堺市	運営事業者 が設定
19位	さいたま市	各クラブで 設定	岡山市	設定なし
20位	堺市	運営事業者 が設定	広島市	設定なし
	18市平均	1,177円	16市平均	929円

平成29年度

順位	政令指定都市			
	支援員		補助支援員	
1位	名古屋市	1,844円	名古屋市	1,480円
2位	福岡市	1,707円	北九州市	1,040円
3位	横浜市	1,600円	福岡市	1,003円
4位	札幌市	1,512円	仙台市	1,000円
5位	浜松市	1,240円	千葉市	960円
6位	広島市	1,187円	静岡市	912円
7位	大阪市	1,138円	川崎市	907円
8位	千葉市	1,132円	相模原市	890円
9位	仙台市	1,116円	大阪市	870円
10位	北九州市	1,100円	横浜市	868円
11位	岡山市	1,060円	浜松市	868円
12位	相模原市	1,000円	札幌市	860円
13位	静岡市	979円	熊本市	850円
14位	川崎市	957円	新潟市	810円
15位	熊本市	950円	京都市	800円
16位	神戸市	920円	神戸市	800円
17位	新潟市	899円	さいたま市	各クラブで 設定
18位	京都市	898円	堺市	運営事業者 が設定
19位	さいたま市	各クラブで 設定	岡山市	設定なし
20位	堺市	運営事業者 が設定	広島市	設定なし
	18市平均	1,180円	16市平均	932円

※他都市照会により得た金額について、日給は同一基準で時給換算して表示(換算基準:週34.5時間、月4.3週)

※一時金や通勤手当の支給の有無は不明

※公設民営でなく、公設公営・民設民営なども含まれている。

○放課後児童クラブ支援員待遇

県内20市比較(時給)

平成28年度

順位	県内20市			
	支援員		補助支援員	
1位	加茂市	1,033円	五泉市	910円
2位	新発田市	964円	魚沼市	899円
3位	南魚沼市	960円	佐渡市	880円
4位	五泉市	950円	新発田市	878円
5位	魚沼市	935円	南魚沼市	860円
6位	三条市	929円	十日町市	840円
7位	阿賀野市	910円	阿賀野市	840円
8位	佐渡市	907円	三条市	830円
9位	小千谷市	900円	加茂市	830円
10位	十日町市	900円	胎内市	820円
11位	上越市	890円	上越市	810円
12位	長岡市	880円	妙高市	810円
13位	糸魚川市	880円	柏崎市	800円
14位	新潟市	851円	小千谷市	800円
15位	妙高市	860円	見附市	800円
16位	柏崎市	850円	糸魚川市	800円
17位	見附市	850円	新潟市	760円
18位	胎内市	820円	燕 市	780円
19位	村上市	815円	村上市	775円
20位	燕 市	800円	長岡市	770円
	20市平均	894円	20市平均	825円

平成29年度

順位	県内20市			
	支援員		補助支援員	
1位	加茂市	1,033円	五泉市	910円
2位	新発田市	964円	魚沼市	899円
3位	南魚沼市	960円	佐渡市	880円
4位	五泉市	950円	新発田市	878円
5位	魚沼市	935円	南魚沼市	860円
6位	三条市	929円	十日町市	840円
7位	阿賀野市	910円	阿賀野市	840円
8位	佐渡市	907円	三条市	830円
9位	小千谷市	900円	加茂市	830円
10位	十日町市	900円	胎内市	820円
11位	新潟市	899円	新潟市	810円
12位	上越市	890円	上越市	810円
13位	長岡市	880円	妙高市	810円
14位	糸魚川市	880円	柏崎市	800円
15位	妙高市	860円	小千谷市	800円
16位	柏崎市	850円	見附市	800円
17位	見附市	850円	糸魚川市	800円
18位	胎内市	820円	燕 市	780円
19位	村上市	815円	村上市	775円
20位	燕 市	800円	長岡市	770円
	20市平均	897円	20市平均	827円

※他都市照会により得た金額について、日給は同一基準で時給換算して表示(換算基準:週34.5時間, 月4.3週)

※一時金や通勤手当の支給の有無は不明

※公設民営でなく、公設公営・民設民営なども含まれている。

エ 新潟市老人デイサービスセンター

(7) 施設の決算及び年間利用者数の推移

新潟市では公設老人デイサービスセンターが 19 施設あり，そのうち平成 26 年度までは 11 施設，平成 27 年度以降は 9 施設を市社協が指定管理者として管理運営している。

市社協が直営で運営している 1 施設を含め，直近 3 年間の年度別決算と年間利用者数の推移は次の表のとおりである。なお，平成 27 年度から西川及び中之口の施設が他事業者の指定管理施設となったが，この影響がどの程度あるのかも含め考察するため，表 1 では西川及び中之口を含む 12 施設，表 2 では西川及び中之口を除く 10 施設，表 3 では各施設の推移を集計した。

新潟市老人デイサービスセンター決算（サービス活動増減の部）及び年間利用者数の推移

【表 1】西川・中之口を含む12施設の合計

(単位：千円・%)

		26年度	27年度	28年度	すう勢比率	
					27年度	28年度
収益	受託金収入	400	-	-	-	-
	介護保険事業収益	909,476	749,576	747,177	82.4	82.2
	雑収入	1,278	-	-	-	-
	合計 (1)	911,154	749,576	747,177	82.3	82.0
費用	人件費	626,302	528,581	529,850	84.4	84.6
	事業費	218,669	188,437	212,260	86.2	97.1
	事務費	1,263	1,118	1,039	88.5	82.3
	減価償却費	1,996	2,378	2,278	119.1	114.1
	合計 (2)	848,229	720,515	745,427	84.9	87.9
サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)		62,925	29,062	1,750	46.2	2.8
サービス活動増減率 (4)=(3)/(1)		6.9	3.9	0.2	56.1	3.4
年間利用者数 (人)		96,529	81,704	81,364	84.6	84.3

【表 2】西川・中之口を除く10施設の合計

(単位：千円・%)

		26年度	27年度	28年度	すう勢比率	
					27年度	28年度
収益	受託金収入	400	-	-	-	-
	介護保険事業収益	739,656	749,576	747,177	101.3	101.0
	雑収入	1,253	-	-	-	-
	合計 (1)	741,310	749,576	747,177	101.3	101.0
費用	人件費	518,373	528,581	529,850	102.0	102.2
	事業費	184,147	188,437	212,260	102.3	115.3
	事務費	1,044	1,118	1,039	107.1	99.5
	減価償却費	1,536	2,378	2,278	154.8	148.3
	合計 (2)	705,100	720,515	745,427	102.2	105.7
サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)		36,210	29,062	1,750	80.3	4.8
サービス活動増減率 (4)=(3)/(1)		4.9	3.9	0.2	79.4	4.8
年間利用者数 (人)		78,466	81,704	81,364	104.1	103.7

※すう勢比率は，26年度を基準年度とした。

※賞与引当金戻入及び賞与引当金繰入額は年度によって1施設にまとめていたり各施設に分けて計算されていたが過去3か年を同条件で比較するため含めず算出した。

※西川・中之口は平成26年度までは市社協の指定管理施設だったが，平成27年度より他事業者が指定管理者となった。

【表 3】各施設の決算状況

(1) 老人デイサービスセンターさわか

(単位：千円・%)

		26年度	27年度	28年度	すう勢比率	
					27年度	28年度
収益	介護保険事業収益	90,647	94,933	93,743	104.7	103.4
	雑収入	242	-	-	-	-
	合計 (1)	90,889	94,933	93,743	104.4	103.1
費用	人件費	58,951	57,467	54,802	97.5	93.0
	事業費	19,785	19,526	25,215	98.7	127.4
	事務費	137	141	112	102.9	81.8
	減価償却費	336	460	600	136.9	178.6
	合計 (2)	79,208	77,595	80,729	98.0	101.9
サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)		11,681	17,338	13,014	148.4	111.4
サービス活動増減率 (4)=(3)/(1)		12.9	18.3	13.9	142.1	108.0
年間利用者数 (人)		8,968	9,439	9,122	105.3	101.7

(2) 老人デイサービスセンター藤見

(単位：千円・%)

		26年度	27年度	28年度	すう勢比率	
					27年度	28年度
収益	介護保険事業収益	89,454	89,033	93,558	99.5	104.6
	雑収入	104	-	-	-	-
	合計 (1)	89,558	89,033	93,558	99.4	105.1
費用	人件費	54,629	57,384	63,897	105.0	117.0
	事業費	25,382	28,086	28,237	110.7	111.2
	事務費	103	124	114	120.4	110.7
	減価償却費	215	837	817	389.3	380.0
	合計 (2)	80,329	86,432	93,064	107.6	115.9
サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)		9,229	2,601	494	28.2	5.4
サービス活動増減率 (4)=(3)/(1)		10.3	2.9	0.5	28.3	5.1
年間利用者数 (人)		8,695	9,042	9,358	104.0	107.6

(3) 老人デイサービスセンター本町

(単位：千円・%)

		26年度	27年度	28年度	すう勢比率	
					27年度	28年度
収益	介護保険事業収益	90,135	91,056	79,409	101.0	88.1
	雑収入	113	-	-	-	-
	合計 (1)	90,248	91,056	79,409	101.0	88.1
費用	人件費	52,087	56,159	60,167	107.8	115.5
	事業費	27,237	30,141	29,733	110.7	109.2
	事務費	96	85	93	88.5	96.9
	減価償却費	115	112	112	97.4	97.4
	合計 (2)	79,535	86,497	90,105	108.8	113.3
サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)		10,713	4,559	△ 10,695	42.6	△ 99.8
サービス活動増減率 (4)=(3)/(1)		11.9	5.0	△ 13.5	42.2	△ 113.5
年間利用者数 (人)		8,989	9,155	8,118	101.8	90.3

(4) 老人デイサービスセンター小須戸

(単位：千円・%)

		26年度	27年度	28年度	すう勢比率	
					27年度	28年度
収益	介護保険事業収益	74,883	73,394	77,476	98.0	103.5
	雑収入	69	-	-	-	-
	合計 (1)	74,953	73,394	77,476	98.0	103.5
費用	人件費	50,660	53,764	55,310	106.1	109.2
	事業費	24,441	24,826	23,470	101.6	96.0
	事務費	97	114	104	117.5	107.2
	減価償却費	116	170	185	146.6	159.5
	合計 (2)	75,313	78,874	79,069	104.7	105.0
サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)		△ 360	△ 5,480	△ 1,593	1,522.2	442.5
サービス活動増減率 (4)=(3)/(1)		△ 0.5	△ 7.5	△ 2.1	1,554.6	428.1
年間利用者数 (人)		8,689	8,843	8,682	101.8	99.9

(5) 老人デイサービスセンター皐月園

(単位：千円・%)

		26年度	27年度	28年度	すう勢比率	
					27年度	28年度
収益	介護保険事業収益	40,760	33,661	28,540	82.6	70.0
	雑収入	238	-	-	-	-
	合計 (1)	40,998	33,661	28,540	82.6	70.0
費用	人件費	36,580	35,869	34,345	98.1	93.9
	事業費	9,214	7,700	11,468	83.6	124.5
	事務費	84	88	62	104.8	73.8
	減価償却費	132	83	36	62.9	27.3
	合計 (2)	46,009	43,740	45,911	95.1	99.8
サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)		△ 5,011	△ 10,079	△ 17,371	201.1	346.7
サービス活動増減率 (4)=(3)/(1)		△ 12.2	△ 29.9	△ 60.9	245.0	498.0
年間利用者数 (人)		5,011	4,399	4,156	87.8	82.9

(6) 老人デイサービスセンター味方

(単位：千円・%)

		26年度	27年度	28年度	すう勢比率	
					27年度	28年度
収益	介護保険事業収益	66,018	74,729	76,209	113.2	115.4
	雑収入	99	-	-	-	-
	合計 (1)	66,117	74,729	76,209	113.2	115.4
費用	人件費	47,450	49,090	62,726	103.5	132.2
	事業費	12,738	12,401	14,382	97.4	112.9
	事務費	117	123	110	105.1	94.0
	減価償却費	141	127	92	90.1	65.2
	合計 (2)	60,446	61,741	77,309	102.1	127.9
サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)		5,671	12,988	△ 1,100	229.0	△ 19.4
サービス活動増減率 (4)=(3)/(1)		8.6	17.4	△ 1.4	202.6	△ 16.8
年間利用者数 (人)		7,787	9,445	10,470	121.3	134.5

(7) 老人デイサービスセンター月湯

(単位：千円・%)

		26年度	27年度	28年度	すう勢比率	
					27年度	28年度
収益	受託金収入	400	-	-	-	-
	介護保険事業収益	72,829	69,915	64,422	96.0	88.5
	雑収入	199	-	-	-	-
	合計 (1)	73,429	69,915	64,422	96.0	88.5
費用	人件費	52,838	53,669	47,986	101.6	90.8
	事業費	16,167	15,439	19,333	95.5	119.6
	事務費	127	155	127	122.0	100.0
	減価償却費	158	134	119	84.8	75.3
	合計 (2)	69,290	69,396	67,565	100.2	97.5
サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)		4,138	519	△ 3,143	12.5	△ 76.0
サービス活動増減率 (4)=(3)/(1)		5.6	0.7	△ 4.9	13.2	△ 86.6
年間利用者数 (人)		7,790	7,662	7,413	98.4	95.2

(8) 老人デイサービスセンター黒崎荘

(単位：千円・%)

		26年度	27年度	28年度	すう勢比率	
					27年度	28年度
収益	介護保険事業収益	86,460	88,122	85,208	101.9	98.6
	雑収入	129	-	-	-	-
	合計 (1)	86,589	88,122	85,208	101.9	98.6
費用	人件費	55,373	61,377	56,159	110.8	101.4
	事業費	21,563	23,179	27,676	107.5	128.3
	事務費	98	120	96	122.4	98.0
	減価償却費	208	338	200	162.5	96.2
	合計 (2)	77,242	85,014	84,131	110.1	108.9
サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)		9,346	3,108	1,077	33.3	11.5
サービス活動増減率 (4)=(3)/(1)		10.8	3.5	1.3	32.7	11.7
年間利用者数 (人)		9,000	9,376	8,988	104.2	99.9

(9) 老人デイサービスセンター湯東

(単位：千円・%)

		26年度	27年度	28年度	すう勢比率	
					27年度	28年度
収益	介護保険事業収益	62,733	70,164	73,561	111.8	117.3
	雑収入	12	-	-	-	-
	合計 (1)	62,745	70,164	73,561	111.8	117.3
費用	人件費	56,996	51,504	43,123	90.4	75.7
	事業費	14,303	13,007	18,200	90.9	127.2
	事務費	99	73	90	73.7	90.9
	減価償却費	118	118	118	100.0	100.0
	合計 (2)	71,516	64,701	61,530	90.5	86.0
サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)		△ 8,772	5,463	12,031	△ 62.3	△ 137.2
サービス活動増減率 (4)=(3)/(1)		△ 14.0	7.8	16.4	△ 55.7	△ 117.0
年間利用者数 (人)		6,745	7,685	7,200	113.9	106.7

(10) 老人デイサービスセンター巻

(単位：千円・%)

		26年度	27年度	28年度	すう勢比率	
					27年度	28年度
収益	介護保険事業収益	65,738	64,569	75,050	98.2	114.2
	雑収入	47	-	-	-	-
	合計 (1)	65,785	64,569	75,050	98.2	114.2
費用	人件費	52,810	52,298	51,337	99.0	97.2
	事業費	13,317	14,131	14,546	106.1	109.2
	事務費	84	94	130	111.9	154.8
	減価償却費	0	0	0	-	-
	合計 (2)	66,211	66,524	66,013	100.5	99.7
サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)		△ 426	△ 1,956	9,037	459.2	△ 2,121.4
サービス活動増減率 (4)=(3)/(1)		△ 0.6	△ 3.0	12.0	467.8	△ 1859.5
年間利用者数 (人)		6,792	6,658	7,857	98.0	115.7

(11) 老人デイサービスセンター西川

(単位：千円・%)

		26年度	27年度	28年度	すう勢比率	
					27年度	28年度
収益	介護保険事業収益	80,611	-	-	-	-
	雑収入	3	-	-	-	-
	合計 (1)	80,614	-	-	-	-
費用	人件費	53,918	-	-	-	-
	事業費	16,714	-	-	-	-
	事務費	106	-	-	-	-
	減価償却費	203	-	-	-	-
	合計 (2)	70,941	-	-	-	-
サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)		9,673	-	-	-	-
サービス活動増減率 (4)=(3)/(1)		12.0	-	-	-	-
年間利用者数 (人)		8,378	-	-	-	-

(12) 老人デイサービスセンター中之口

(単位：千円・%)

		26年度	27年度	28年度	すう勢比率	
					27年度	28年度
収益	介護保険事業収益	89,209	-	-	-	-
	雑収入	22	-	-	-	-
	合計 (1)	89,230	-	-	-	-
費用	人件費	54,010	-	-	-	-
	事業費	17,809	-	-	-	-
	事務費	113	-	-	-	-
	減価償却費	256	-	-	-	-
	合計 (2)	72,188	-	-	-	-
サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)		17,042	-	-	-	-
サービス活動増減率 (4)=(3)/(1)		19.10	-	-	-	-
年間利用者数 (人)		9,685	-	-	-	-

※すう勢比率は、26年度を基準年度とした。

※賞与引当金戻入及び賞与引当金繰入額は年度によって1施設にまとめていたり各施設に分けて計算されていたが過去3か年を同条件で比較するため含めず算出した。

※(1)は市社協直営施設、(2)～(10)は市社協の指定管理施設、(11)・(12)は26年度まで市社協の指定管理施設で27年度より他事業者が指定管理者となった施設。

(a) サービス活動増減差額の状況

表1で平成27年度と平成26年度を比べるとサービス活動増減差額が3,386万円の減となっている。主な要因として西川及び中之口の指定管理替えや、平成27年度の介護報酬減額改定により基本報酬額が下がったこと等により介護保険事業収益が平成26年度に比べ1億5,990万円の大幅な減となったことが挙げられる。表2のサービス活動増減差額が715万円の減となっていることから、西川及び中之口の指定管理替えの影響が大きかったと考えられる。

一方で費用では表1は1億2,771万円の減となっている。主な要因は、西川及び中之口の職員33名のうち18名が退職（うち11名が西川及び中之口の施設に移籍）したこと等により人件費が9,772万円の減となったこと、施設数の減により事業費が3,023万円の減となったことによるものである。

次に、平成28年度のサービス活動増減差額は175万円で、平成27年度に比べ2,731万円の減となっている。収益は利用者減の影響等により前年比240万円の減となり、費用は2,491万円の大幅な増となったためである。この主な要因は巻と味方以外の8施設で職員が行っていた給食業務を外部委託したことによる事業費の大幅な増、新潟市給与条例の一般俸給表に準じた勤続年数による職員の昇給等による人件費の増である。給食業務の外部委託は直営であった給食業務のコスト削減が目的であるが、給食業務を行っていた職員の一部を配置転換で介護職員に充てたこともあり、結果的には費用の面では増加することとなった。

(b) 各施設の決算状況

前述のとおりサービス活動増減差額は全体として年々黒字幅が減少しているが、施設ごとに差があり、市社協が運営する全10施設のうち平成28年度は黒字が5施設、赤字が5施設だった。そのうち特に黒字幅または赤字幅の大きい施設とその要因は下記のとおりである。

①老人デイサービスセンター湯東

平成26年度は877万円の赤字だったものの平成28年度には1,203万円の黒字となっている。主な要因は、西川・中之口の元利用者の一部が平成27年度の指定管理替えに伴って湯東へ移ったため施設定員を28名から32名へ増員し、結果として年間利用者数が平成26年度に比べ455名増加したことで、介護保険事業収益が平成26年度に比べ1,083万円の増となったことによるものである。また、職員の異動により正職員2名が減とな

ったことにより人件費が平成 26 年度に比べ 1,387 万円減少したことも要因の一つである。

②老人デイサービスセンター巻

平成 26 年度と平成 27 年度は赤字だったものの平成 28 年度には 904 万円の黒字となっている。主な要因は近隣施設の閉鎖により巻の利用者数が増加したことによるもので、年間利用者数は平成 26 年度に比べ 1,073 人増加し、介護保険事業収益が平成 26 年度に比べ 931 万円の増となったことによるものである。

③老人デイサービスセンター本町

平成 26 年度と平成 27 年度は黒字だったものの平成 28 年度には 1,070 万円の大幅な赤字となっている。主な要因は年間利用者数が平成 26 年度に比べ 871 人減少し、介護保険事業収益が平成 26 年度に比べ 1,072 万円の減となったことによるものである。

また、これまで施設職員が不足していたが平成 28 年度に正職員が 2 名増員となり、代わりに臨時職員が 1 名減となり、人件費が平成 26 年度に比べ 809 万円の増となったことによるものである。その他、事業費についても平成 28 年度に施設のボイラーを修繕したこと等により平成 26 年度に比べると 249 万円の増となったことも要因として挙げられる。

④老人デイサービスセンター皐月園

平成 28 年度の赤字額は 1,737 万円であり、3 年連続で赤字額が大幅に増加している。主な要因は年々利用者が減少する傾向にあったため、平成 28 年度から地域密着型通所介護事業へ移行し定員を 20 名から 18 名へ削減したことにより年間利用者数が平成 26 年度に比べると 511 名減少したことで、介護保険事業収益が平成 26 年度に比べ 1,222 万円の減となったことによるものである。

(c) 監査結果

平成 28 年度に実施した給食業務外部委託の効果について市社協へヒアリングしたところ、具体的な人員計画はないが、短期的には非正規職員の退職による人件費の削減、中長期的には正規職員の不補充計画によるコスト削減を期待しての外部委託とのことだった。

しかし、平成 28 年度の収支悪化の主な要因となっていることもあり、市社協の厳しい経営状況について市や市民の理解を得るためにも、経営の視点に基づく長期的な人員計画が必要である。

今後も収益が思うように伸びない中、委託をはじめとする費用について、効果等をしっかり分析し、中長期的な視点で経営されることを期待したい。

(イ) 公設老人デイサービスセンターの制度見直しの進捗状況について

新潟市では公設老人デイサービスセンターは指定管理者から介護保険収入等の一部納付を求めず指定管理者制度により公設施設を維持している。平成 27 年度に実施した財政援助団体等監査では施設の長寿命化のために単独施設は適正な価格で売却し、同一建物又は同一敷地内で市の他施設と合築となっているものは原則有償貸付すべきと意見を述べた。この意見を受け市所管課の制度見直しに向けた進捗状況を確認したところ、すでに各指定管理者や関係者に対し同内容で検討していく旨を伝えており、平成 30 年度は不動産鑑定評価を行い、指定管理者と売却又は有償貸付について交渉し施設ごとの方向性を示す予定であることが分かった。

一方で市社協の意向を確認したところ、正式な方針は決まっていないが老人デイサービス事業の経営状況が年々悪化している中、老朽化した施設や設備の維持や修繕に対する多額の投資は困難な状況にあり、市社協の負担リスクを考えると施設を譲り受けることや有償での貸付は難しいとの意見が聞かれた。また平成 32 年度の指定管理期間の更新についても施設ごとに受託すべきか検討していきたいとの意見もあった。

このように現在は市所管課と市社協の意向に差異が生じているため、指定管理期間の更新に向けて各施設の設置経緯や現状、業務に従事する職員の処遇などの諸条件も踏まえて市所管課と市社協でしっかり検討、協議し、最も有効な方向性を打ち出されることを期待したい。

◆この項目のまとめ

- ・市社協が管理運営する老人デイサービスセンターの平成 28 年度のサービス活動増減差額は 175 万円の黒字ではあるが、平成 26 年度に比べ大幅に減少している。
- ・平成 27 年度のサービス活動増減差額が大幅な減となった主な要因は、西川及び中之口が他事業者の指定管理施設になったこと、介護報酬減額改定で基本報酬額が下がったことによる。
- ・平成 28 年度のサービス活動増減差額が大幅な減となった主な要因は、巻と味方以外の 8 施設で給食業務の外部委託を開始したことによるものである。
- ・市社協が運営する 10 施設の収益の推移は施設によって大幅に異なり、年間利用者数の増減が収益に大きく影響している。
- ・給食業務外部委託の効果について市社協へヒアリングしたところ、具体的な人員計画はないが、短期的には非正規職員の退職による人件費の削減、中長期的には正規職員の不補充計画によるコスト削減を期待しての外部委託とのことだった。市社協の厳しい経営状況について市や市民の理解を得るためにも、経営の視点に基づく長期的な人員計画が必要である。
- ・委託をはじめとする費用について効果等をしっかり分析し、中長期的な視点で経営されることを期待したい。
- ・市所管課は平成 30 年度に不動産鑑定評価を行い、指定管理者と売却又は有償貸付について交渉し施設ごとに方向性を示す予定である。
- ・市社協からは施設や設備への多額の投資は困難で、負担リスクを考えると施設を譲り受けることや有償貸付は難しいとの意見が聞かれた。
- ・指定管理者の更新時期に向け市所管課と市社協でしっかりと検討、協議が必要である。

9 まとめ

市社協は、地域の福祉課題を把握し、地域住民やボランティア、各種団体などと協働・連携し、課題解決に向けて取組を行う地域福祉活動を中心として、福祉に関する総合相談、福祉教育の推進、社会福祉に関わる人材育成、生活困窮者に対する自立支援、ひまわりクラブの運営等、多岐に渡る福祉事業を長年にわたって実施してきた。

これと並行して、介護保険制度開始以前から、訪問介護や通所介護、独自事業である「まごころヘルプ」等の在宅福祉サービスに先駆的に取り組む等、介護事業や障がい福祉サービスについても市社協事業の中核として大きな比重を占めている状況である。

また、近年においては、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進が叫ばれている中、地域における担い手の養成やネットワークづくり等、市社協が培ってきた特性を生かし、重要な役割を果たしている。

その中で、市からの補助金や委託料の額は、市社協全体のサービス活動収益の 5 割を超え、その事業数も年々増加する等、市社協は、市の福祉施策の重要な担い手として、なくてはならない存在となっている。

このように、福祉分野における市社協の役割がますます重要になる中、今後もこれらの役割を果たしていくためには、事業を運営していくうえでの安定的な財源の確保や組織・職員体制の充実等、持続可能な経営をしていくための環境を整えていくことが欠かせない要素となっている。

しかし、今回の監査で浮き彫りになったのは、市社協におけるサービス活動収益の 44% を占め、これまで財源的にも唯一自立的な運営が可能であった介護事業の赤字への転落と、複雑に絡み合う市の委託事業や指定管理施設、補助金をめぐる様々な問題点である。

(1) 市社協の経営状況や課題についての理解促進に向けた働きかけ

まず、介護事業については、前述したとおり、平成 28 年度決算で、サービス活動増減差額が 4,128 万円の赤字となり、2 年連続の赤字となるとともに、その額は大きく増加した。

赤字額が大きいものは、訪問介護事業と住民参加型有償福祉サービス事業（まごころヘルプ）であるが、従来は介護事業の中でも稼ぎ頭であった「老人デイサービスセンター」についても、年々収益が減少しており、介護保険制度の見直しもあり、今後の介護事業収益に大きく影響を与えることが予想される。また、障がい者総合支援事業の一事業である「障がい者デイサポートセンター明日葉」については、少なくとも、市社協が運営するようになった平成 17 年度以降、長年にわたって赤字が継続する等、市社協にとって頭を悩ます大きな問題となっている。

このため、市社協では、介護事業の問題点と今後のあるべき姿を探るため、コンサルタントに依頼し、経営分析を行った。その結果によれば、まずは、それぞれの事業について、収益の向上を図るための取組を行い、それでも改善がみられないようであれば、

一部施設について運営からの撤退も選択肢として示される等、今後の事業の継続については予断を許さない状況となっている。

市社協は、介護保険適用外の事業も含めて民間では採算のとれない分野のサービスも実施する等、福祉分野の総合的な担い手として期待されてきた。その中で、「老人デイサービスセンター」と「障がい者デイサポートセンター明日葉」は、いずれも公設民営の施設であり、一義的には市が開設主体としての責任を有していることから、これらの問題については、市も一緒になって、解決策を考えていかなければならないものである。

しかし、関係者へのヒアリングを進めていくと、市社協の介護事業が置かれている厳しい状況について、市に正確に伝わっていない側面も見受けられた。

このことを踏まえると、市社協は、まずは、介護事業における詳細な経営状況や様々な問題点について、市に対して丁寧に説明し、現状を正確に理解してもらう努力が必要ではないかと考える。

(2) 各事業に係るコスト意識の向上と市社協事業全体の最適化

もう一つが委託事業、指定管理施設、補助金など、市の財政支出や社協全体の事業を巡る一連の課題である。

市社協は、区社協を法人化していない政令市社協の中でも、職員数やサービス活動収益が最大であり、実施される事業も多岐に渡っている。

このような状況において、市の市社協に対する委託事業や補助事業は年々増加の一途をたどり、それに伴い市の財政支出額も拡大している状況である。その中でも、運営費補助金の交付額は 5 億円を超え、市の財政状況が厳しい中、無視できない数字となっている。

同補助金は、委託料や補助金により人件費や事務費が措置されている事業を除き、事業として括ることができない本部及び区社協の一部職員の人件費や事務費等に対して交付されているものであり、自主財源の乏しい市社協にとっては、必要不可欠な財源である。

しかし、運営費補助金の項目でも触れたが、運営費補助金を受ける職員の人件費については、新潟市補助金事業という人件費を集計するためのサービス区分に集計されていた。今の形では、市社協の事業を運営していくために、これらの職員が必要な人員であり、その人件費が適正なものであるかどうか判断しにくい状況である。

市社協が実施しているのは福祉であり、福祉はコストの概念だけで評価されるべきものではないことは当然だが、市の財政も逼迫する中、単に既存の事業であるというだけでこれを継続することは難しくなっている。また、進行する超高齢化社会に向けて、寧ろこれから強化しなければならない事業もあると考えられる。このため、市民にとって必要な福祉を持続的に提供していくために、市社協はできうる限り、各事業のコストを示す等、正確な会計情報を公開していく必要がある。

一方で、事業数の増加に伴い、市社協の財政における委託料と補助金の占める割合も増加している。会員会費や共同募金配分金等の自主財源が限られている中、委託料や補助金は重要な財源ではあるが、委託事業の中には、人件費が不足しているものが多々あり、前述の運営費補助金により補助されている人員を充てる、また、本部の職員においても、運営費補助金の交付対象とならず、介護事業の収益により確保している人員を充てる等の事例がみられた。このため、市社協においては、事務を行うための適正な委託料や補助金が市から交付されていないとの声もヒアリングにおいて聞かれた。

市は事業の委託や補助金を交付する以上、事業毎に適切な補助金・委託料・指定管理料を算出し、事業毎にこれを支払わなければならないし、複数の事業の委託・補助を行っている中、個々の事業毎だけでなく、全体としても最適化を行われなければならない。

しかし、現状では、市の複数の部課が、五月雨的に市社協に関与し、事業を委託、あるいは補助、あるいは指定管理の選定を行っており、新潟市側にはそれら部局を横断的に調整する機能はない。市としては、複数の部課が市社協と関与することは当然であるが、だからこそ、市全体として、市と市社協との間で、公正で効率的な関係を構築するための努力が必要である。

（３）市社協が持続的な経営をしていくために

以上を踏まえると、これらの課題を解決していくためには、まず、市社協においては、市に対する正確な財政状態や経営状況を説明するとともに、各事業について、できるかぎり正確なコスト計算を行い、それらの情報を市に提供し、様々な問題について、市の理解促進を図ることが必要である。

また、市の関係部課においては、市社協の経営状況について理解に努めるとともに、様々な問題に対しても真摯に耳を傾け、それらが市と市社協の間の共通の問題であることを認識したうえで、その解決に向けた方策をとともに考えていく必要がある。このためには、市の各部課が今までのようにそれぞれで市社協との間で協議していくのではなく、関係する部課で協調し、市社協と折衝する仕組みを作っていかなければならない。

今後、市民にとって必要な福祉を持続的に提供していくためには、市と市社協が二人三脚をしながら、各事業にかかるコストとそこから得られるサービスの質・量を明らかにすることが重要である。そのうえで、事業の拡大や統廃合、場合によっては事業からの撤退についても真正面から議論していく必要もあるのではないかと考える。

最後になるが、市社協の事業は、地域福祉の推進という住民本位の福祉を実現するために非常に重要な役割を果たしている。このため、市民に対しても、社協の果たす役割や様々な事業を行うための財源について、市と市社協が一体となって説明する等、理解をしてもらうための努力が求められる。

これらの理解が進むことで、今回の監査で明らかになった一連の課題が、市と市社協の間のみの課題ではなく、市民の課題でもあるということを認識してもらうことにつな

がり，その結果，例えば，会員会費の納入率の向上等，様々な課題の解決に向けた糸口になっていくことを期待している。